

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5031	5031010		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の措置を行われるとともに、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証に関しては、要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、スケジュールに沿って速やかに検討・措置願いたい。また、以下の観点から、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務実施についてもご検討願いたい。 銀行等がグループ内の保証会社等に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の内消化につながる。 銀行のグループ会社が信用保証を行う場合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定程度に限定されること。	都銀懇話会	10	A	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社等が営むことのできる業務として「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める。					現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ、グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者の資金調達の円滑化につながる。	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-1(3)	金融庁	
5057	5057128		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の措置を行われるとともに、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証に関しては、要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 「銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限」については、「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすること」について検討する。銀行等がグループ内の保証会社等に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の円滑化につながる。 銀行のグループ会社が信用保証を行う場合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定程度に限定されることから、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務実施についても検討すべきである。	(社)日本経済団体連合会	128	A	銀行子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁(新規)	銀行等の子会社等が営むことのできる業務として、「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」について、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務も含めて認めるべきである。			現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に取り組んでいる。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者の資金調達の円滑化につながる。 「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務」については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点」を踏まえ、(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討するとされているが、銀行等がグループ内の保証会社等に対し、与信判断の一部を委ねることは、銀行経営の健全性を確保しつつ、個人事業者や中小企業の資金調達の円滑化につながる。また、銀行のグループ会社が信用保証を行う場合であっても、信用保証の対象となる個々の貸付金が小口の場合には、銀行グループ全体として抱える信用リスクは一定程度に限定される。	金融監督庁・大蔵省告示第9号 主要行等向けの総合的な監督指針 -3-3-1(3)	金融庁監督局 総務課	銀行等の子会社等が営む信用保証業務として、「事業者に対する事業の用に供する資金」が認められていない。		
5066	5066007		G01	z07001	金融庁	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 銀行等のグループ内の信用保証会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	a		銀行等のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることについて検討する。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の措置を行われるとともに、グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証に関しては、要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討され、具体的な対応策を示されたい。 「銀行等の子会社は、リース会社等それぞれの会社が独自のノウハウを持っている、それらを「保証」という形態に有効に活用することで、グループ内において信用補充、リスク分散を簡易かつ明解に行うことが可能となり、新たな金融サービスの提供が可能となる。延いては、中小零細企業及び個人事業者の設備投資に積極的に応えることが可能となる。また、金融庁からの回答に、「銀行経営の健全性の観点やグループとしてのリスク管理の適切性の観点」とあるが、本業務は銀行本体にて営むことが認められた業務であること、グループ内の検査基準統一により事後的な是正が可能であること等から、健全性や適切性は保たれるものと考え、本件については、グループ内の事業性ローンに係る保証についても同様に異なるものではない。	社団法人リース事業協会	7	A	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等の子会社が営むことのできる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証は取扱うことができない。	本規制を撤廃し、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証の取扱いを認める。	銀行等の子会社は、リース会社等それぞれの会社が独自のノウハウを持っている、それらを「保証」という形態に有効に活用することで、グループ内において信用補充、リスク分散を簡易かつ明解に行うことが可能となり、新たな金融サービスの提供が可能となる。延いては、中小零細企業及び個人事業者の設備投資に積極的に応えることが可能となる。また、金融庁からの回答に、「銀行経営の健全性の観点やグループとしてのリスク管理の適切性の観点」とあるが、本業務は銀行本体にて営むことが認められた業務であること、グループ内の検査基準統一により事後的な是正が可能であること等から、健全性や適切性は保たれるものと考え、	金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-(3)	金融庁				
5053	5053002		G02	z07002	金融庁	銀行法施行規則第13条第3項 信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨を損なうおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。	「信託兼営金融機関が営むことのできる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務については、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。 更に、本要望においては、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことのできる業務(特に証券代行業務、相続関連業務)で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望しており、他業禁止の趣旨を損なう恐れはないと考えられるため、早急な手当てを改めて要望するとともに、検討のスケジュール/結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	社団法人信託協会	2	A	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関/信託業務/兼営等二開スル法律第1条第1項第4号から7号に掲げる業務(以下「併営業務」という。)の代理業務を行うことができない。 ・信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を解禁すること。 ・特に、証券代行業務、相続関連業務については業務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。	・例えば、信託専門関連業務子会社の営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取り扱い、窓口業務を担うといった強いニーズが存在する。 ・本要望が実現されれば、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がる。顧客利便の向上が期待できる。 ・信託兼営金融機関が営むことのできる併営業務を子会社が営み、これについて信託兼営金融機関が代理業務を行うことは、銀行法の「他業禁止」の趣旨にも反しないといえる。	銀行法施行規則第13条第2号	金融庁					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057134		G02	z07002	金融庁	銀行法施行規則第13条第3項	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨を損なうおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。		・信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。 ・更に、本要望においては、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務(特に証券代行業務、相続関連業務)で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望しており、他業禁止の趣旨を損なう恐れはないと考えられるため、早急な手当てを改めて要望するとともに、検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	(社)日本経済団体連合会	134	A	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る。)の代理業務を解禁すべきである。特に、実務上強いニーズがある証券代行業務、相続関連業務について早急に検討を行い、措置を講じるべきである。	信託専門関連業務子会社が営む当該業務の代理業務を、信託兼営金融機関等が取り扱い、窓口業務を担うことについて、強いニーズが存在する。これが可能となれば、業務の効率化等を目的とした担滞処理の定額賦金が拡がり、顧客利便の向上が期待できる。 これは、本来、信託兼営金融機関が営むことのできる業務であり、銀行法の「他業」にあたりないと考える。	銀行法施行規則第13条第2号	金融庁	信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む「金融機関の信託業務の兼営等」に関する法律、第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務(以下「併営業務」という。)の代理業務を行うことができない。	
5052	5052011		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答があるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	11	A	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。 コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄となるざるを得ない。 一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。 したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の様態が多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	継続	
5071	5071005		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		地域金融機関のメイン取引先がほぼコミットメントライン契約の対象外であることは、借手側のニーズが希薄となっている一因と考えられる。 また、中堅企業の利用状況が低調であるとの回答があるが、中小企業金融研究会報告書(中小企業庁)によれば、中小企業の利用ニーズもある。早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会	5	A	コミットメントライン契約の適用対象企業を拡大すること	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であるため、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体、独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁		
5031	5031012		G03	z07003	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したか十分に見極めていなければならないと思われる。 以上を踏まえ法務省及び金融庁としては、関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)に従い平成18年度中の検討を行われると共に、要望主体からの以下の要する意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。」	都銀懇話会	12	A	コミットメントラインの対象企業の拡大	・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加する。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、信託法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人)	・コミットメントライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等に対しても有益な資金調達手段、経済的確保といった本法の当初の趣旨は背棄できるもの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。 ・また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメントライン契約を可及とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057129		G03	z07003	金融庁 法務省	特定融資特約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資特約)に係る手数料が利息制限法及び出資上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		平成15年に実施した借り手側のニーズ調査によれば、平成13年改正で新たに借主の範囲に加えられた中堅企業の利用状況が低調であり、さらに、地方公共団体に関してはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズがほとんどないという結果であったため、こうしたニーズがその後変化したが十分に見極めていく必要があると思われる。関係省庁とも連携をとりながら今後も引き続き検討を行う。		規制改革-民間開放推進3か年計画(再改定)に収め、平成18年度中の検討を行われると共に、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、具体的なスケジュールを示されたい。	(社)日本経済団体連合会	129	A	コミットメント契約の適用対象先の拡大	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等をその範囲に含めるべきである。		「規制改革-民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)において、「中小企業(資本金3億円以下)に加え、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社にも拡大することが可能かどうか検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。	特定融資特約に関する法律第2条	法務省 金融庁	資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等はコミットメントライン契約による融資が認められていない。
5057	5057137		G04	z07004	金融庁	資産の流動化に関する法律第4条第3項第3号、資産の流動化に関する法律施行規則第7条第1項	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	c		資産流動化法においては、投資者保護の観点より資産流動化計画に記載された特定資産の取得が確保されていることが重視される。特定資産の不動産売買契約書の添付を省略できるとすれば、資産流動化計画に記載された特定資産の取得が必ずしも確保されないことを容認することとなり投資者保護を図るといふ法の目的が害されるおそれがあるほか、入札においてはなおかつ特定資産の取得が確保されない可能性が高いという事情が認められるため、その契約書の添付を省略することは措置困難。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 「特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化」について「措置困難」との回答であるが、特定目的借入の借入先は施行規則93条にて銀行及び適格機関投資家に限定されており、資産対応証券の発行前であれば、売買契約締結前の特定目的借入は、投資者保護上も問題無いと思われる。業務開始届を一旦提出させて頂き、売買契約締結後、資産対応証券の発行前迄に、売買契約書を追加提出する手続きを認めるべきである。	(社)日本経済団体連合会	137	A	特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化(新規)	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加すべきである。		資産流動化に関する法律第7条には、資産対応証券(優先出賃、特定社債、特定約束手形)発行に先立って特定資産の取得及び借入を行う場合は、業務開始届出において添付書類の一部を省略できるとされている。これは、投資家を募る前であれば、届出義務規定を簡素化しても、投資者保護上問題がないとの趣旨で設けられたものである。しかしながら、現状、業務開始届出の添付書類のうち省略できるのは、特定資産管理処分に係る信託契約書及び委託契約書のみにとどまっており、依然として不動産売買契約書の添付が義務づけられている。そのため、不動産の売買契約成立前に特定目的借入を行うことは不可能であり、特定目的会社が国や地方公共団体の保有土地売却入札に参加する上での大きな障害となっている。業務開始届出において、不動産売買契約書の添付が不要となれば、特定目的借入によって入札保証金を調達して応札し、売買契約締結後に業務開始届出を行い、優先出資申込を行うことにより資金を支払い、当該不動産の引渡しを受けることが可能となる。	資産の流動化に関する法律第7条第1項、同第20条第3項	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。
5084	5084002		G04	z07004	金融庁	資産の流動化に関する法律第4条第3項第3号、資産の流動化に関する法律施行規則第7条第1項	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	c		資産流動化法においては、投資者保護の観点より資産流動化計画に記載された特定資産の取得が確保されていることが重視される。特定資産の不動産売買契約書の添付を省略できるとすれば、資産流動化計画に記載された特定資産の取得が必ずしも確保されないことを容認することとなり投資者保護を図るといふ法の目的が害されるおそれがあるほか、入札においてはなおかつ特定資産の取得が確保されない可能性が高いという事情が認められるため、その契約書の添付を省略することは措置困難。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 特定目的借入の借入先は施行規則93条にて銀行及び適格機関投資家に限定されており、資産対応証券の発行前であれば、売買契約締結前の特定目的借入は、投資者保護上も問題無いと思われる。業務開始届を一旦提出させて頂き、売買契約締結後、資産対応証券の発行前迄に、売買契約書を追加提出する手続きを認めて頂きたい。	(社)不動産証券化協会	2	A	特定目的会社の業務開始の届出に係る添付書類の簡素化	資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得や特定目的借入を行う場合、業務開始届出において省略可能な添付書類に、不動産売買契約書を追加されたい。	特定目的会社の業務開始届出の際、不動産売買契約書の添付が必要となり、国や地方公共団体の保有土地売却入札において、特定目的会社を活用できない。	資産の流動化に関する法律第7条、同法施行規則規則第20条第3項	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開放お願いたします。	
5057	5057138		G05	z07005	金融庁	資産の流動化に関する法律第199条	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けてはならないとされている。	c		資産の流動化に関する法律第199条により特定資産の譲渡人に課すことが要求される告知義務は、特定目的会社が資産対応証券の発行者として開示義務・情報提供義務を十全に果たすことを可能とするため、譲渡人から特定資産に係る情報の提供を受けることができる体制を確保することを要求するものである。当初は証券取引法上の開示義務が課されない場合であっても事後的に開示義務が生じる場合も排除できないことから、投資家に対して必要に応じて特定資産に関する情報を提供することができる体制を確保することが必要であり、同条の適用を除外することは措置困難。		(社)日本経済団体連合会	138	A	特定資産の譲受けに伴う告知義務の緩和(新規)	有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけたいこととするべきである。		有価証券の発行対象が、適格機関投資家のみ、あるいは私募(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけたいこととするべきである。	有価証券の発行対象が適格機関投資家のみ、あるいは私募の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。本来必要ではない告知義務を定めた条項がある。譲渡人が通知書を持つ場合があり、円滑な不動産取引を促進している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札業務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。	資産の流動化に関する法律第199条	金融庁総務企画局市場課	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けてはならないとされている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	変種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5084	5084001		G05	z07005	金融庁	資産の流動化に関する法律第199条	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。	c		資産の流動化に関する法律第199条により特定資産の譲渡人に課することが要求される告知義務は、特定目的会社が資産対応証券の発行者としての開示義務・情報提供義務を十分に果たすことを可能とするため、譲渡人から特定資産に係る情報の提供を受けることができる体制を確保することを要求するものである。当初は証券取引法上の開示義務が課されない場合であっても事後的に開示義務が生じる場合も排除できないことから、投資家に対して必要に応じて特定資産に関する情報を提供することができる体制を確保することが必要であり、同条の適用を除外することは措置困難。		(社)不動産証券化協会	1	A	特定資産の譲受けの契約要件緩和	有価証券の発行対象が、過格機関投資家のみ、あるいは私第(50人未満)で発行される場合には、特定資産の売買契約書において、重要な事項についての譲渡人の告知義務を義務づけないこととされたい。	特定目的会社は、特定資産の譲受けに際し、資産流動化計画とあわせて特定資産の売買(予約)契約書を提出する必要があるが、当該契約書には、特定目的会社が発行する資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について、譲渡人が特定目的会社に対し告知する義務を負う旨の条項を設けなくてはならないとされている。	有価証券の発行対象が過格機関投資家のみ、あるいは私第の場合には、本来、有価証券届出書および通知書は作成されないため、当該告知義務も不要であるはずである。また、本来必要ではない告知義務を定めた条項があると、譲渡人が通知書を持つ場合があり、円滑な不動産取引を阻害している。とりわけ、国や地方公共団体の保有土地売却に係る入札業務においては、不動産売買契約書が定型化されており、当該告知義務を契約書に盛り込むことは不可能であり、特定目的会社が入札に参加できなくなっている。	資産の流動化に関する法律199条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願します。	
5053	5053008		G06	z07006	金融庁	投資顧問業法第8条、第29条	法第8条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 ・信託銀行等においては、1社あたり100名を超える役員や使用人の登録を行っており、異動等により変更が生じた場合に、2週間以内に住民票等の確認書類を準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・当該変更届出は、実務上相当な負担となっており、実態を踏まえ、届出期限の弾力化を図ることを改めて要望する。		社団法人信託協会	8	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	・認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などについては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。 ・投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく(変更届出書の提出期限を、例えば1ヶ月、少なくとも他の法令(注)に例があるように)遅滞なく、弾力化する、こと。 (注)他の法令：投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等	・投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を超えるケースもある。かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の届出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上必要なものといえるのか再考が必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁		
5057	5057151		G06	z07006	金融庁	投資顧問業法第8条、第29条	法第8条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。			(社)日本経済団体連合会	151	A	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく(変更届出書の提出期限を1ヶ月とすべくである。仮に当該措置が困難な場合については、少なくとも他の法令(注)の規定と同様「遅滞なく」と弾力化すべきである。 (注)他の法令：投資信託及び投資法人に関する法律第10条の3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項等	投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことが可能となったが、一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員、使用人の数が100名を超えるケースもある。かかる場合には、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届の届出は、実務上極めて負担が重く、その住民票等を2週間のうちに準備することが事実上困難な場合も稀ではないと考える。 ・投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨は、投資顧問業者の選択に当たり投資者に必要な情報を開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、投資顧問業者1社当たり100名超の使用人の登録、当該使用人の登録内容変更時の2週間以内の届出が真に投資者保護上不可欠なものといえるのかについて再考が必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	金融庁	認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、2週間以内に変更の届出を行う必要がある。	
5053	5053009		G07	z07007	金融庁	投資顧問業法第35条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況、の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 ・信託銀行等は、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付について、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、交付が不要とされており、営業報告書についても同様の措置を要望するものである。 ・信託銀行は、信託法等により投資家保護の観点から十分な行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行していることから、利益相反の生ずる懸念は少ない。 ・斯かる趣旨を踏まえた検討を改めて要望するとともに、検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。		社団法人信託協会	9	A	投資顧問業法第35条に基づく営業報告書の記載事項の簡素化	・投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。 ・営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 ・投資顧問業者が信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言や一任された投資判断に基づき投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が明示されなければならないが(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。 ・内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく(営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすること。	・信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、引受け等を行う有価証券が多数にのぼることから、その実務負担を勘案したものと解される。 ・営業報告書についても、同様の取扱いをすることを要望するもの。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条および別紙様式第22号	金融庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057150		G07	z07007	金融庁	投資顧問業法第36条、同施行規則第33条、別紙様式第22号	投資顧問業者に対しては、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条において、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。	b		営業報告書における「有価証券の引受け等の状況」の記載事項については、利益相反防止のための監督上の必要性を勘案しつつ、検討を行う。		・「信託銀行等は、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付について、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、交付が不要とされており、営業報告書についても同様の措置を要望するものである。 ・「信託銀行は、信託業法等により投資家保護の観点から十分な行為規制が課されており、厳格な運営・管理態勢のもと業務を遂行していることから、利益相反の生ずる懸念は少ない。 ・斯かる趣旨を踏まえた検討を改めて要望するとともに、検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	(社)日本経済団体連合会	150	A	投資顧問業法第35条に基づく(営業報告書の記載事項の簡素化[新規])	内閣総理大臣の承認を受けて、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされた投資顧問業者については、投資顧問業法第35条に基づく(営業報告書においても、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等の記載を不要とすべきである。		信託銀行等は、公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付が不要とされている。これは、信託業が免許制という厳格な手続の下で管理されている上、引受け等を行う有価証券が多数にあることから、その業務負担を助長したものと認められる。 また、投資顧問業は登録制であり、立入検査の制度もあることから、記載事項を簡素化しても、公益又は投資者保護の観点にもとらなれないものと解される。記載簡素化によりコストが削減されることで、投資家の利益にも資する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第35条、同施行規則第33条および別紙様式第22号	金融庁	投資顧問業者は、毎営業年度経過後3ヶ月以内に営業報告書の提出が義務付けられている。営業報告書には、有価証券の引受け等の状況として、顧客に対して助言を行った銘柄又は顧客のために投資を行った銘柄と同一の銘柄の引受け等についての記載が義務付けられている。 投資顧問業者が信託業務等を含む場合において、当該投資顧問業者が引受け等を行った有価証券について、投資顧問契約及び投資一任契約を締結している顧客に対して、助言一任された投資判断に基づき投資を行ったときは、投資顧問業法第16条第1項に規定する書面交付を明らかにしなければならないが(投資顧問業法施行令第13条第3項、第16条)、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、書面交付が不要とされている(投資顧問業法第23条の2第1項、第23条の3第1項)。
5053	5053010		G08	z07008	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	c		「いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いがたず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。		・「信託型ライツ・プランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該受益者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその持株比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されている。そのため、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権を交付する側や交付される側(受益者)における恣意が一切働かない。 ・マネーロンダリングにおいては、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して転移する必要があるところ、信託型ライツ・プランにおいては、上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に持株比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけであり、これを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは典型的に不可能である。従って、斯かる仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は無い。 ・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づくものではなくても、マネーロンに用いられる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、典型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。信託型ライツ・プランにおける本人確認義務についても、本人確認義務の制度趣旨に照ら	社団法人信託協会	10	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 ・信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 ・信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行に極めて大きな負担となっている。 ・信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を受えたとし、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われない、このような信託は「モ」の信託に類似しているともいえ、マネー・ロンダリングの可能性は存在しないと考えられる。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行規則第3条、同施行規則第1条、同施行規則第1条等	金融庁、法務省等			
5057	5057157		G08	z07008	金融庁、法務省		信託の受益者については、本人確認法政令第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	c		「いわゆる「ライツ・プラン」については、任意の有価証券管理信託契約のスキーム等の一つとして考案され、様々な仕組みがあり得ると考えられるものであり、例えば法的に定められているなど、制度的にマネーロンダリング等に用いられる可能性がない、とは言いがたず、受益者についての本人確認を適用除外とすることは、本人確認の実効性を確保する観点から困難であると考えられる。		・「信託型ライツ・プランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該受益者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその持株比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されている。そのため、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権を交付する側や交付される側(受益者)における恣意が一切働かない。 ・マネーロンダリングにおいては、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して転移する必要があるところ、信託型ライツ・プランにおいては、上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に持株比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけであり、これを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは典型的に不可能である。従って、斯かる仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は無い。 ・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づくものではなくても、マネーロンに用いられる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、典型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。信託型ライツ・プランにおける本人確認義務についても、本人確認義務の制度趣旨に照ら	(社)日本経済団体連合会	157	A	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和(新規)	敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すべきである。		信託型ライツ・プランは、企業買収の局面において、買収者の買収提案や現経営陣の経営方針等について株主及び投資家にとって有益な情報提供を促し、企業価値向上に資する買収防衛策であり、信託を活用することによってその実効性が高められている。 信託型ライツ・プランの商品特性として、できるだけ円滑かつ迅速に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、当該受益者に信託財産である有価証券(新株予約権)を交付することが要請されるが、その際の本人確認手続きは信託事務の遂行に極めて大きな負担となっているため、発行体および株主に大きな不利益が生じる可能性がある。 信託型ライツ・プランは、受益者が発行体である上場企業から新株予約権を預かり、一定の条件が成就した場合に、その形状を受えたとし、多数の株主(受益者)に引き渡すこととされており、かつ金銭の授受が行われない、このような信託は「モ」の信託に類似しているともいえ、マネー・ロンダリングの可能性は存在しないと考えられる。	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行規則第1条及び同施行規則第1条等	金融庁、法務省	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条等
5052	5052018		G24	z07009	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金法	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業が禁止されている。	c		営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業については、運用関連業務の中立性確保の観点から、認めことはできない。		営業職員による運用関連業務の兼業が禁止されているのは、加入者に対する中立性を維持できないとの考え方を前提にした措置であると考えられる。その恐れがあるのは理解できるが、例えば、確定拠出年金における運用商品が確定拠出年金専用のものであり、通常に販売される金融商品とは異なる場合など、兼務しても中立性の維持に支障がないと考えられる場合がある。中立性の維持のために禁止すべき業務上の具体的な行為を明確化したうえで、原則として兼務を容認するよう検討していただきたい。	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	18	A	確定拠出年金運用管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運用管理業務のうち運用関連業務の兼業禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に関しては、営業担当者から、中立性を確保する条件に本業務禁止措置を緩和すること、金融機関業務の効率性を高めること、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金運用管理に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	継続	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5071	5071013		G24	z07009	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金法	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業が禁止されている。	c		営業職員による運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業については、運用管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		実務面において運用担当者と販売担当者を分離せずとも、運用管理業務に係る不正等の防止は組織の牽制機能、内部監査により確保されている。再度検討して頂きたい。	社団法人全国信用組合中央協会	13	A	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼業禁止を撤廃すること	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼業禁止を撤廃すること。本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売業務まで一担当者が兼務して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・特性に応じた組織運営、業務展開が可能となり、収益機会の拡大を図ることができる。	確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省	
5031	5031001			z07010	金融庁	銀行法第52条の23、第52条の24	現行制度上の銀行持株会社は子会社の業務範囲について限定列挙されている。	c		銀行は決済機能を有しており、経営の健全性の確保の観点から子会社からの他業リスクについては、保険持株会社に比べ厳格に行わなければならないと考える。また、決済機能を有しているという点で同じであることから、個々の銀行持株会社の子会社業務範囲に対し、違いを設けることはできない。このため、子会社の業務範囲を個別承認とすることは措置困難である。		銀行の他業禁止に関する見直し等については慎重に検討がなされるべきことは理解できるが、銀行持株会社の子会社等の業務範囲について、個別の事前承認を要件としても柔軟な対応を認めることができないが、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、改めて検討されたい。	都銀懇話会	1	A	銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	銀行持株会社について、銀行法上に限定列挙されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。 銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う子会社とすることを認めるよう規定を見直し。	銀行持株会社について、銀行法上に限定列挙されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。 銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う子会社とすることを認めるよう規定を見直し。	銀行法第52条の23、第52条の24	金融庁		
5031	5031002			z07011	金融庁	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、今後の具体的な検討スケジュールについて示されたい。 規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。	都銀懇話会	2	A	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制を撤廃する。	構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実施に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来る。顧客利便性の観点で問題。 顧客動向の特定が困難なケースも多いなど(同名企業の存在等)、業務上の負担大。 損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠け、銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-(2)(6)	金融庁		
5031	5031003			z07012	金融庁	保険業法第275条第1項第1号 同法施行規則第212条第2項第1号	銀行等が保険募集以外の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集業務に利用し、または保険募集の業務上取り扱う顧客に関する非公開金融情報を保険募集以外の業務に利用するには、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意が求められている。	c		本件規制は、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債権者に関する情報を総合的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な活用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、講じられているものである。利用目的の事前の通知・公表の如何にかかわらず、書面その他の適切な方法による事前の同意を得なければ保険募集業務以外の業務と保険募集業務との間でそれぞれの業務に係る非公開情報を活用してはならないとするなど、とくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられているものであり、ご要望に対応することは困難である。		要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて対応可否を検討されたい。 個人情報保護法においては、銀行は顧客の個人情報の利用目的を特定し、その目的の範囲内で情報を利用することにつき顧客の事前承諾を取ることになる。従って、個人情報保護法と保険募集における非公開情報保護措置は二重規制となっていると考えられることから、個人情報保護法に一体化する方向で見直しすることをご検討願いたい。	都銀懇話会	3	A	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する。	銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 すでに個人情報保護法に基づき利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他にないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。	保険業法第275条第1項第1号 保険業法施行規則第211条第2項第1号	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031004			z07013	金融庁	保険業法第275条第1項第1号 同法施行令第39条 同法施行規則第212条、第212条の2、第212条の4、第212条の5 銀行法第16条の2、第1項第2号、第1項第2号、第2項第2号、第52条の23 第1項第2号、第10号 同法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第1項第3号の4号	銀行等による保険商品の販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。 平成17年12月には、一時払終身保険、保険期間10年以下の平準払養老保険(法人契約を除く。)及び一時払養老保険並びに自動車保険以外の個人向け損害保険(事業関連の保険を除く。)のうち団体契約等でないもの又は積立保険及び積立傷害保険の販売が認められた。 なお、これらに伴い所要の弊害防止措置が取られている。	c		銀行等による保険募集の状況等をモニタリングし、保険契約者等の保護の観点から問題がなければ平成19年12月より銀行等は原則として全ての保険商品を取り扱うことが認められることとなる。また、モニタリングの結果必要な場合には、弊害防止措置の見直しも検討することとなる。		要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されたい。 「モニタリングの状況等によっては、早期の全面解禁をご検討いただきたい。 また、弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行業務の観点から過剰規制とならぬよう、必要なものに限定し、販売状況に応じて見直しを行うようご検討願いたい。」	都銀懇話会	4	A	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に全面解禁する。 銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を早期に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行業務の観点から過度の規制とならぬよう販売状況等に応じて見直しを行う。		銀行による保険取扱は、保険商品の販売チャネルの多様化、効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、過度可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めらるべきである。 弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面での負担が大きくなり、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど業務の妨げにつながる可能性がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。	保険業法第275条、 保険業法施行令第39条、 銀行法第16条の2、第1項第2号、 同法第212条、 同法第212条の2、 同法第212条の4、 同法第212条の5、 銀行法第16条の2、 第1項第2号、 第1項第2号、 第2項第2号、 第52条の23、 第1項第2号、 第10号、 同法施行規則第17条の2、 第1項第2号、 第17条の3、 第1項第3号の4号	金融庁	
5031	5031005			z07014	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不公正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いため、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されたい。 「顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた更なる顧客利便性に資する規制緩和であり、再検討願いたい。」	都銀懇話会	5	A	都銀等による信託業務に係る規制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介、代理等の不動産関連業務等、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁する。		都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。 顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第3条第1項	金融庁	
5031	5031006			z07015	金融庁	銀行法第10条第2項、第11条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法上業務として規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことができない。	c		投資一任契約に係る業務は証券取引行為を伴うものであり、いわゆる銀証分離の観点から、これを普通銀行に認めることは適切ではない。(なお、金融商品取引法においては普通銀行が投資助言業務を行うことは禁止されていない。)		要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されたい。 「本要望は、利用者利便性の向上、金融サービスの質の向上に資するものであり、再検討をお願いしたい。」	都銀懇話会	6	A	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁	普通銀行についても、信託兼営金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。		様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務・投資一任業務を解禁することにより、COI(Currency Overlay、カレンシーオーバーレイ、為替変動リスクを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務)をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。 また、業態を超えた競争が促進されることにより、金融サービスの質の向上につながる。	銀行法第10条、第12条、 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条	金融庁	
5031	5031007			z07016	金融庁	銀行法第16条の2第1項各号、 銀行法施行規則第17条の3、 主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口)	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第34条に定める「特定資産に係る投資に関し(助言を行う業務)の銀行の子会社が行うことができない。	b		銀行子会社が行う投信法施行令第34条に規定する不動産等特定資産に係る投資に関し助言を行う業務を子会社の業務範囲に追加することについては、業務の特殊性、投資家保護の観点から、銀行業務との関連性、その必要性等について慎重に検討を行う必要がある。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、検討の状況およびスケジュールにつき具体的に示されたい。 「銀行業務との関連性、その必要性等に関する検討状況をご教示いただきと共に、検討のスケジュール(結論時期)につき具体的に明示して頂きたい。」	都銀懇話会	7	A	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加。		銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業務を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という)第34条の16第2項に定める内閣府大臣あての届出を行って投信法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務(以下「特定資産助言業務」という)を業とした場合は、子会社とすることができない。 投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の業業のため、その業業に係る様々なリスクが小さいと見られることによると推測され、そのうえならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の業業も同様の問題はないものと思料されるし、また、そもそも「特定資産助言業務」を営む会社を銀行の子会社としても支障のないものと思われる。 金融資産に対する総合的な運用アドバイザー業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイザーを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。	銀行法第16条の2第1項各号、 銀行法施行規則第17条の3、 主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口)	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5031	5031008			z07017	金融庁	証券取引法第65条	証券取引法第65条は金融機関の証券業務を原則禁止しているが、これは証券業務を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためである。 この点に関してはこれまでも証券会社との共同店舗、共同訪問を認め、また、16年12月にも証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和を行っているところ。なお、銀行が法65条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、監督指針-2-2-3(1)、2-2-3(2)、2-2-3(4)において明確化されている。また、3-2-2-3(4)において、協同訪問の際の禁止行為が例示されている。	c	-	証券取引法第65条の趣旨は、金融機関が証券業務を兼業することから生じる利益相反の防止や優越的地位による過度の影響力の排除、また、金融機関が証券業務、特に引受業務によりリスクから選断することによって預金者等の保護を図る等の観点から規定されている。 要望事項では、銀行が発行体向けに証券業務に係る行為の一部を代行することを求めているが、実質的には金融機関が直接証券業務を行うことになりかねず、以上に述べた証券取引法第65条の趣旨から適当ではないと考えられる。		銀行等が、証券会社の商品・サービスを含むフィナンシャル・メニューや複合的サービスの説明を行うこと等は顧客利便性の向上に繋がるものであり、再検討願いたい。	都銀懇話会	8	A	市場誘導ビジネスの対象拡大	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを求める。			企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当制による的確な提案やマーケティング等()ができません。顧客利便性が損なわれる状況となつてい()別 - 証券会社の商品・サービスを含むフィナンシャル・メニューや複合的サービスの説明 - 上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己評価の表明を行うこと - 上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。	証券取引法第65条第1項(解)証券会社向け総合的な監督指針-2-2-3(4)等	金融庁	
5031	5031009			z07018	金融庁	証券会社等の行為規制に関する内閣府令第12条第1項第2号	証券会社の親法人等・子法人等が発行する有価証券について、その証券会社が主幹事会社として引受けを行うこと制限されている。 証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	b c c a	:	18年度中に検討を行う。 証券取引法第32条は、同法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 現行規制は、親法人等又は子法人等との利益相反の防止及び顧客の非公開情報の重要性を踏まえた適切なものと考えられており、措置困難。 18年度中に措置。		規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、スケジュールに沿ってご検討頂きたい。 役職員の兼務自体が、銀行が証券業務を行っていることにはあたらないと考えられることから、再検討をお願いしたい。 規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定)において「平成18年度検討」となったことを踏まえ、スケジュールに沿って検討・措置願いたい。	都銀懇話会	9	A	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。 証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることを、証券法32条の改正により解禁。 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止、電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止。		株券には格付が付与されていないものの、上場・登録株券については上場審査を経て、マーケットによる評価である株券が日々形成され、また、上場・登録株券の発行には事業年度ごとの有価証券報告書の作成が義務付けられており、指定格付機関による格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における信頼性を担保されていると考えられることから、本規制の適用除外とすべき。 総合的かつ高度な金融サービスをタイムリーに行うためには、グループ横断的な、ノウハウの共有体制や金融商品開発環境、円滑なコミュニケーション・意思決定体制の構築が重要である。しかしながら、現状役員兼務の禁止が、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や、人的資源の戦略的配分を通じた効率的なグループ経営を推進する障害となっており、その結果、金融機関としての競争力向上の阻害要因となっている。証券会社の役員による親銀行等又は子銀行等の役員兼務の禁止が、銀行が原則禁止されている証券業務を行うことにはあたらないと考えられる。また海外(米国)と比較して過剰規制となっている。 本規制の趣旨は、許番行為の防止(顧客の利益保護)、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等にあるが、これらは、インサイダー取引規制や金融機関に存在する「守秘義務」、チャイニーズウォールの設定で対応可能であり、本規制は廃止すべき。 コンピュータの共有に関する規制は金融機関の自己責任を重視するとの観点から、本閣府令の過剰な規制は緩和すべき。	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	金融庁		
5031	5031011			z07019	金融庁	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第3号、同第3条		c	-	前払式証券の発行を行う銀行等を前払式証券規制法の適用除外とすれば、他の発行体との間で競争条件での不平等な取扱いを行うこととなり、基本的には、イコールフットイングを維持すべきであると考えられる。 また、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券規制法の適用除外や管理・報告義務を軽減・免除とすることは、発行の状況等が適切に把握されず前受金の保全措置が講じられないおそれがあり、このような状態では、購入者の利益の保護の観点から適用除外は困難である。		銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デジタル等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用対象外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。	都銀懇話会	11	A	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デジタル等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用対象外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。		現行のプリカ法は、前払い、証券その他のものが発行されている。利用の際に使用できる。3要件を満たしたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けることにより、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行現金資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。 一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の義務として位置付けられており、発行者は銀行には種々の義務が課せられている。新なる観点を加えれば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必要性は乏しい。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考えられる。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デジタル等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用対象外とすべき。少なくとも、同法に基づき(預金)管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。	前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3号、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条	金融庁		
5031	5031014			z07020	金融庁、法務省	民法	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-	-	譲受人が信託業者等の一定の免許事業者の場合に譲渡禁止特約の対外効を制限する旨の特約を設けるかどうかについては、譲渡禁止特約によって保護されるべき原債権者の利益を不当に害することがないかどうか等について、特に慎重に判断して()必要があるものである。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、「措置の分類」について回答されるとともに、検討スケジュールを示されたい。 「措置の分類」の回答、並びに検討スケジュールの明示をお願いしたい。	都銀懇話会	14	A	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	高掛債権等の一定の種類を指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき(信託業者等に対する信託が譲り受ける場合、又は 特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関()を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。 民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む。(併せて、法律名を例え「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)	民法第466条第2項、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	金融庁、法務省				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031015			z07021	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b		現在、貸金業制度等のあり方については、与党・政府において検討が行われているところであり、現段階で本件の取扱いについては未定である。		要望主体および利用者のニーズを踏まえて改めて検討されるとともに、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、今後の検討のスケジュールを示されたい。	都銀懇話会	15	A	貸金業規制法に基づく書面交付義務に係る規制緩和	・貸金業規制法に基づき、適正に成立した極度貸付契約の極度枠内の個別の貸付取引については、17条、18条に係る記載内容の簡略化を許容、または、書面交付方法について、債権者と債務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、インターネットなどの情報通信機器を用いた電磁的方法による通知を認める。		・わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大しており、平成12年の出資法の上限金利の引下げ等、関連規制の見直しが進められてきている。 ・こうした中、銀行においても、消費者金融市場の健全な発展に取り組むべく、新たな消費者金融商品の提供や既存の消費者金融会社への出資等の対応を進めている。 ・現在、消費者金融市場においては、極度貸付契約に基づいた個別の貸付・返済にATMを利用する取引が、利便性の観点から、利用率の高い支持を得ている。しかしながら、ATM取引においては、例えば、外部のATMネットワークを利用する場合、貸金業規制法17条、18条で規定される書面交付の要件(=みなし弁済要件)を完全に満たすことは困難。 ・近時の目新しい技術の発展で、インターネット、電子メールなどの電子手法の活用は一般的になっている。こうした中、貸金業規制法に基づき適正に成立した極度貸付契約に関し、極度枠内の個別取引をATMを利用して行うものについては、17条、18条に規定する書面の記載内容の要件を緩和し、または、債権者と債務者の双方の合意がある場合や十分な債務保護措置が認められる場合には、書面交付の代わりに電子手法の活用による債務者への通知を認めたとしても、債務者保護の観点で問題はないものと思われる。こうしたことにより、金融機関を含む他社とのATM提供が促進されることで、取引チャネルの拡大を通じ、利用者の利便性向上に資する。	貸金業規制法第17条、第18条、第43条	金融庁	
5031	5031016			z07022	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第42条及び第24条第1項の規定は、貸金業者の貸付に係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制や取立行為規制等は、債務者を保護するための規定であり、銀行等について例外とすることについては慎重に検討する必要がある。		要望主体および利用者のニーズを踏まえて改めて検討されるとともに、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、今後の具体的なスケジュールを示されたい。	都銀懇話会	16	A	銀行等が貸金業者から譲り受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	・貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発した債権」を譲渡する場合は除外。 ・また、貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。		・銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督を受けている。この中で、契約内容に関する顧客説明についても対応しているところ、銀行が保有する貸付債権について貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。 ・また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権については外債権等取扱いが異なることについて、債務者・保証人への説明も困難。 ・麻痺を超え再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。	貸金業規制法第17条、第18条、第24条	金融庁	
5031	5031019			z07023	金融庁	「主要行等向けの総合的な監督指針」3-1-4	第三者割当増資については、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に対して直接割当てを行うことに鑑み、こうした増資に関するコンプライアンス態勢については、増資の都度、取締役会の責任において、全行的に構築し、行内に徹底を図ることを求めている。	b		通常の第三者割当増資は、預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先等に直接に割当てを行うことから、「資本充実の原則の遵守」や「優先的な地位の濫用の防止」等の観点から、増資の都度、法令等遵守に係る内部管理体制を確立する必要があるとの規制の趣旨を踏まえ、このような法令等遵守の問題が生じ、それが少ない増資形態について、公募増資と同様の取扱いを行うことを検討している。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、今後の具体的なスケジュールを示されたい。	都銀懇話会	19	A	第三者割当増資に係るコンプライアンス・ルールの適用除外	・米国証券法Rule 144Aに基づく適格機関投資家向け私募等、実質的に公募に近い発行形態で、機関投資家を対象として増資を行う場合、公募増資の場合と同様、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。 ・銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合も、第三者割当増資に係る内部管理体制の構築を免除。		・監督指針において、公募増資については相応のチェック機能が働くことから、内部管理体制の確立に関するコンプライアンス・ルールの適用対象外とされているが、米国証券法Rule 144A等のように、形式的には私募であっても、引当証券会社が法定の開示基準に準じて作成された目録見書を用いて不特定多数の投資家を対象に勧誘を行うなど、実質的に公募に近い発行形態であり、且つ、勧誘対象が適格機関投資家に限定される場合も存在する。 こうした増資形態においては、「資本充実の原則」、「優越的地位の濫用」、「商品性の適切な説明」、「適正なディスクロージャーの確保」等、内部管理体制構築により法令遵守の徹底が求められる点に鑑み、不適切な対応が行われる可能性は低く、公募増資と同様。 ・また、銀行持株会社と子銀行は人的・資本的に緊密な関係にあり、両者の増資が同時且つ一体的に行われる場合も多い。こうしたことに鑑みれば、銀行持株会社が子銀行の株式等を引き受ける場合は、「預金及び貸出等の業務を営む銀行が取引先に対して勧誘を行う」という趣旨で定められている第三者割当増資とは異なり、内部管理体制構築により法令遵守の徹底が求められる点に鑑み、銀行持株会社と子銀行の間で不適切な対応が行われる可能性はない。 ・このような法令遵守上の問題が生じる可能性が僅少/皆無な増資形態について、通常の第三者割当と同様の内部管理体制構築を義務付ける意義は乏しく、非効率。当該増資形態による資本調達阻害要因ともなり得る。	銀行法第53条 主要行等向けの総合的な監督指針「3-1-4 第三者割当増資のコンプライアンス」	金融庁	
5031	5031020			z07024	金融庁	「主要行等向けの総合的な監督指針」様式、参考資料編別紙様式4-26、27	永久劣後特約付き借入金を受け入れる場合及び永久劣後特約付き社債を発行する場合、増資の届出書に契約内容のバーゼル合意適合性及び我が国における民商法上の有効性に関する弁護士意見の添付を求めている。	b		永久劣後債の発行等に係るバーゼル合意適合性等を弁護士意見書により担保するとの規制の趣旨を踏まえ、事務の簡素化の観点から運用面の見直しを検討している。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、今後の具体的なスケジュールを示されたい。	都銀懇話会	20	A	永久劣後調達に係る届出手続簡素化	・永久劣後調達に係る届出を行う際、当該永久劣後調達の「バーゼル合意適合性」を担保するための契約文言が、過去に弁護士意見取得した永久劣後調達の契約文言と同一の場合は、新たな弁護士意見に代えて、当該永久劣後調達の「バーゼル合意適合性」に関する銀行又は銀行持株会社による確認結果を添付することを許容。		・永久劣後債等の「バーゼル合意適合性」を担保するための事件は、平成10年12月の事務ガイドライン改正により簡略化されており、当該要件を定めた契約が本邦証券法上有効であると弁護士意見は確立している。また、当該要件を定めた契約文言は定例化している。こうしたことから、実態上、弁護士意見は、当該定型文言が契約等に明記されていることを形式的に確認しただけで済ませ、以上により、永久劣後調達に係る届出の都度弁護士意見取得する意義は乏しい。 ・しかしながら、現行制度では、永久劣後調達の都度、弁護士意見の取得が義務付けられており、銀行及び銀行持株会社にとって事務手続・弁護士費用といった負担が発生している。 ・また、期限付劣後債/劣後ローンに係る届出の際は、弁護士意見の添付は求められていない。	銀行法第53条、銀行法施行規則第35条 主要行等向けの総合的な監督指針様式、参考資料編別紙様式4-26、27注記	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	変更種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5031	5031021			z07025	金融庁	証券取引法第28条の4第2項、第32条第5項、証券取引法第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合併したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決める。	最初の	最初の	証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえ、銀行とは異なる親会社(主要株主)については、銀行とは異なる規制目的・内容に則して、その対象として必要な者を定めている。そのため、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。		証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえ、銀行とは異なる親会社(主要株主)については、銀行とは異なる規制目的・内容に則して、その対象として必要な者を定めている。そのため、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。	都銀懇話会	21	A	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。 ・主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする。		証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、同条第2項第1号	金融庁		
5031	5031022			z07026	金融庁	証券取引法第64条、第6条の6第3号	証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行うこととなっている。	c		外務員登録は当該外務員の行為の効果が帰属する法的主体(使用者)を明確化する観点から必要な制度であり、使用者変更の手続きを不要とすること自体は措置困難。		要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、改めて検討されたい。	都銀懇話会	22	A	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行機関において、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)。		証券取引法第64条の6第3項、「証券外務員登録等事務マニュアル(特別委員会)」(平成15年5月1日改訂)	金融庁		
5033	5033001			z07027	金融庁	証券取引法第32条第4項	証券会社の役員は、他の会社の役員に就任した場合、又は他の会社の役員を退任した場合に、遅滞なくその旨を届出ることとされている。	c		証券会社の役員の兼職については、証券会社に対する監督の一環として、取締役の適格性や取締役会の人的構成等を遅滞なく把握する必要があるため、措置困難。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	日本証券業協会証券評議会	1	A	証券会社の取締役等の兼職届出の見直し	証券取引法第32条第4項において「証券会社の取締役又は執行役員は、他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役員が証券会社の取締役又は執行役員を兼ねることとなった場合を含む。)又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役員を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない」とされている。届出方法を、現状の「遅滞なく」から定期(例えば、証券取引法第49条第1項に規定する営業報告書に含め年1回の届出とする)に変更していただきたい。	本件は取締役等の本人が届出義務を負うが、取締役の兼職が平成10年の証券取引法改正により原則自由となった背景にも鑑み、取締役等の負担を軽減するためにも定期届出にすることが望ましいと考える(特に海外駐在取締役においては、郵度届出は負担が大きいと思われる)。	証券取引法第32条第4項、証券会社に関する内閣府令第14条	金融庁		
5033	5033002			z07028	金融庁	証券取引法第30条第3項において、同取引法第28条の2第2項第2号の書類に記載した「業務の内容又は方法」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。	c		証券法第30条第3項に基づき、内容に変更があった場合遅滞なく(当局に提出することとされている関係会社一覧表)は、自己資本府令上の関係会社の当否や、親法人等、子法人等の別などが表示されており、いわゆる関係会社の概要が一覧で把握できることとなっている。	証券会社の投資行動や業務内容の多様化が進展する近年においては、証券会社と親法人等、子法人等との間で利益相反等の問題が生じる可能性があることから、弊害防止措置の実効性を確保する観点からも、関係会社の状況を遅滞なく把握することが必要であり、措置困難。	証券会社と密接な関係を有する法人等については、証券会社と密接な関係を有する法人等について変更があった場合には遅滞なく把握する必要があり、措置困難。	証券会社と密接な関係を有する法人等について変更があった場合には遅滞なく把握する必要があり、措置困難。	日本証券業協会証券評議会	2	A	「親会社」、「親法人等」及び「子法人等」の変更届出の見直し	業務方法書別紙「関係会社」の変更の届出(証券取引法第30条第3項において、同取引法第28条の2第2項第2号の書類に記載した「業務の内容又は方法」に変更があった場合には、遅滞なく届け出ることとされている。日本証券業協会会員通知(日証協(会)10第140号)において「業務の方法を記した書類(証券取引法第28条の2第2項第2号、証券会社に関する内閣府令第3条第1号に規定)の範囲は、業務方法書本文及び業務方法書を構成する「別紙」の規程等とされており、その「別紙」の一つとして「関係会社」、「親法人等」、「子法人等」、「自己資本府令上の関係会社」を記した一覧表)が位置付けられている。 また、証券取引法第49条第2項(証券会社に関する内閣府令第33条第1号)において、関係会社に関する報告書を毎営業年度経過後4月以内に届出ることとされている。上記の「関係会社」については業務方法書の「別紙」の範囲には含まないこととしていただきたい。 上記の「親法人等」、「子法人等」の変更の届出を「遅滞なく」届出から「定期」届出(例えば証券取引法第49条第2項の報告に含まれる等)に改定していただきたい。	「関係会社」を業務方法書の「別紙」の範囲に含めない(上記の「関係会社」については、業務方法書の「別紙」とすべき明文はなく、また「関係会社」の変更届出と「親法人等」、「子法人等」の変更の届出は、内容が重なるケースが多く、二重の届出となり事務負担が大きい。 なお、「関係会社」を業務方法書の「別紙」の範囲に含めない(上記の「関係会社」については、業務方法書の「別紙」とすべき明文はなく、また「関係会社」の変更届出と「親法人等」、「子法人等」の変更の届出は、内容が重なるケースが多く、二重の届出となり事務負担が大きい)こととなるが、これについては「親法人等」、「子法人等」の変更の届出に「自己資本府令上の関係会社」を加えること(従来どおりの届出を担保すればよい)ではないかと考える。 「親法人等」、「子法人等」の届出を都度届出から定期届出に改定。 現在の法令規則における「親法人等」、「子法人等」に該当する法人等の範囲は非常に広範で、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等も対象となるケースがある。このため、証券会社単独で届出の対象となる法人等を全て遅滞なく(把握することは困難であり、関係する法人等を全て法令規則を十分に理解した上で、証券会社に遅滞なく、適切に届出を行うことが必要とされている。これは証券会社のみならず、関係する法人等に多大な事務負担を課することとなり、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等にまでこうした負担を課することは適当ではないと考える。 「遅滞なく」届出から証券取引法第49条第2項の関係会社報告のような定期の届出とすることにより、少なくとも証券会社が能動的に情報収集し、届出対象を把握することが可能となり、正確な届出と事務負担の軽減が図れるものと考えられる。 なお、上記の規制が緩和された場合の弊害防止策については、証券会社の社内体制整備および検査等による事後チェックを行うことにより十分担保可能と考える。	証券取引法第30条第3項、証券取引法第54条第1項第8号、証券会社に関する内閣府令第40条第1項第4号	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5033	5033003			z07029	金融庁	証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の範囲は、密接な関係を有する一定の者と合算したときに議決権を過半数保有しているかどうか、又は役員を過半数占めているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「親会社」「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかによりその範囲が決められる。	b		証券取引法及び他法令における規制の趣旨を踏まえ、検討し結論を得る。		要望者のニーズを踏まえ、結論時期について具体的に示されたい。	日本証券業協会証券評議会	3	A	証券会社の「親法人等」「子法人等」の対象範囲の見直し	証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等が「親法人等」「子法人等」に該当しないよう、法令諸規則を下記のとおり改定していただきたい。 人的団体の判定にあたっては、施行令第15条の4第1項第2号、同第2項第2号の役員であった者、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、同第19条第3項の「これらであった者」を削除し、現職の者だけを対象としていただきたい。 証券取引法施行令第15条の4第1項第1号、第2項第2号口から「主要株主」を削除していただきたい。 証券会社に置する内閣府令第16条第2項及び同第19条第2項のみならず関係する法人等と多大な事務負担を課することとなり、証券会社とは関係の薄い法人等にまでこうした負担を課することは適当ではないと考える。 また、「親法人等」「子法人等」を把握すべき根拠は、営業禁止措置にあり、証券会社との関係がそれほど密接とはいえない法人等までこの対象に含めることは適切でないものと考えられる。	証券取引法施行令第15条の4、証券会社に関する内閣府令第16条、第19条	金融庁			
5033	5033004			z07030	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第26条、第28条、第29条、第220条	投資信託、外国投資信託、投資法人及び外国投資証券は、投資信託契約締結時またはその募集の取り扱い等が行われる場合等においては、あらかじめ届出が義務付けられている。	c		証券取引法による開示規制については、有価証券の発行者が投資家の投資判断に資する情報として当該投資信託にかかる情報を投資者に提供する制度であり、その対象は公募を行ったものであるのに対し、投資信託契約に係る投資信託約款については、監査上必要であることから設定される投資信託全てについて届出を義務付けており、これを廃止することは適当でない。(なお、「外国投資信託」「外国投資証券」については、一定の条件を付した上で外国発行者による事前届出義務等の規制を緩和することが可能となるよう、所要の措置を講ずるところである。)		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 一次回答は証券法の公募にかかる届出と性格が違ふ、という理由のみで投信法上届出が必要とされるのみで、負担軽減に対する考慮がない。証券法上の届出との二重負担は廃止願いたい。なお、私募投信の場合は証券法上の届出は免除されるものの、届出義務により、「受益証券の募集の取り扱い等が行われる場合においては、あらかじめ(外国投信に關して投信法53条1項)信託約款等を付して金融庁に届出することを求めている(国内投信に關しては同様の規定として26条1項)、私募の場合、信託約款の作成は需要調査のために発行直前まで少数特定の投資家との協議が行われる関係で発行直前まで内容が固まらないことが多く、時間的制約が課されている。私募に關しては適宜の柔軟な商品設計が尊重されるべきであり、その上で上記の届出制度はこれを阻害する要因であることから、私募投信に關して届出を廃止希望する一つの理由にもなっている。	日本証券業協会証券評議会	4	A	投信法上の募集の取扱い等に係る届出の廃止	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)上、投資信託の受益権、投資証券または投資法人(以下「外国投資証券」)の募集、外国投資証券を含む、以下、総称して「投資信託等」といふ募集の取扱い等が行われる場合(国内投資信託については、投資信託契約締結が行われる場合、国内の投資法人についてはその設立の際には、あらかじめ届出が義務付けられている(同法第26条、第53条、第49条、第220条))、投資信託等についても、証券取引法上の開示規制に一本化し、投信法上の届出義務を廃止していただきたい。		金融庁			
5033	5033005			z07031	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第33条	受益証券が適格機関投資家私募により募集されている場合には、投資信託約款をもって運用報告書を交付しない旨を定めることができる。	c		適格機関投資家私募により受益証券の取得の申し込みの勧誘が行われている場合には、運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条、59条等)。ただし、適格機関投資家私募の方法により受益証券の取得の申込みの勧誘が行われたものであって投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合、同法(同法第33条第1項)において、運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条第1項)。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	日本証券業協会証券評議会	5	A	投信法上の投資信託に関する運用報告書の廃止	投信法上、原則として投資信託財産について運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条、59条等)。ただし、適格機関投資家私募の方法により受益証券の取得の申込みの勧誘が行われたものであって投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合、同法(同法第33条第1項)において、運用報告書の作成と受益者への交付が求められている(同法第33条第1項)。	法人に関する法律	金融庁			
5033	5033006			z07032	金融庁	証券取引法施行令第1条の第2項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第3項、第5条第2項第1号	有価証券の募集に該当するか否かの判定に当たり、勧誘する適格機関投資家の数が二百五十名以下であり、適格機関投資家に対し、取得した当該有価証券を適格機関投資家以外の人に譲渡しない旨等を定めた譲渡契約を締結すること取得の条件として勧誘を行う場合には、当該勧誘のすべての相手方の数から当該勧誘に係る適格機関投資家の数を除くこととしている。	b		勧誘の人数の計算から適格機関投資家を除く(場合の譲渡禁止の実効性が失われることにより十分慎重に検討する必要がある。		検討のスケジュールにつき、具体的に示されたい。	日本証券業協会証券評議会	6	A	適格機関投資家流通限定少数私募の要件の緩和	証券取引法施行令第1条の4第2項では、取得の申込みの勧誘を行う場合の人数の計算から、250名以下の適格機関投資家を除外することができる旨定めている。また、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として申込みの勧誘を行うことが求められている。また、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第3条の2第3項では、有価証券に転売制限が記載されていない場合には、有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称を付すことが求められている。 少数私募における適格機関投資家向け勧誘の場合においては、所定の内容を記載した譲渡に係る契約を締結することを条件とすることなく、適格機関投資家向け勧誘(同府令第5条第2項第1号)、少数私募向け勧誘(同府令第7条第3項第1号)の場合と同様、転売制限を有価証券の条件とし、かつ当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていることにより、条件を緩和していただきたい。 また、適格機関投資家向け勧誘の場合(同府令第5条第2項第1号)と平仄を合せて、名称の要件を廃止していただきたい。	国内投資家に有益証券を転売する際に売買契約書を締結しない場合が圧倒的に多いこと、一般に私募ないしは海外発行証券の少数向け勧誘の要件として契約の締結が求められていないこと、等の理由により、譲渡に係る契約の締結について投資家の理解を得ることが困難なケースが多く、少数私募における適格機関投資家向け勧誘の多大な障害となっている。 グローバル・オンライニングの目的で発行される有価証券等において、わが国の勧誘のためにのみ有価証券に転売制限が付けられていることが明白となる名称を付すことは、発行体や投資家に対する誤解を生じ、かつ、適格機関投資家向け勧誘においても同様の名称の要件が廃止されている。	金融庁			

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5033	5033007			z07033	金融庁	信託業法	信託受益権販売業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことはできない。	c		信託業法では、信託受益権販売業者について、購入者たる投資家保護を図る観点から、適格機関投資家等、個人投資家の区別なく(登録制とし、本資格者を排除するとともに、業者に対して一定の行為規制等を課していること。したがって、信託受益権販売業者が購入者である場合であっても、信託受益権の取引の安全を確保するため、信託受益権の販売等を業とする者にあつては登録が必要と考えられ、登録不要とするのは措置困難。なお、信託受益権販売業者が購入者である場合については、一定の要件のもと、信託受益権の内容の説明義務や信託受益権売買契約締結時の書面交付義務の免除を定める。信託受益権販売業者の負担の軽減を図っていること。また、監督指針10-2-1(2)前段(右記)については、信託受益権の販売について契約書等に明示された一連の行為としてとらえ、オリジネーターから譲渡を受けた信託受益権販売業者が信託業法の規制のもと顧客に販売するものであることから、当該オリジネーター自体は販売を行わないものとして登録を要しないこととしているもの。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 信託受益権の流通市場における売却が、業に該当するか否かの混乱が続いており、解釈を明確化することに意味はあるもの、上記回答(信託受益権の売却者が業として売却する場合には、購入者が信託受益権販売業者でも登録が必要に大きな違和感はない。問題は、信託受益権の売却者が業として売却しているか否かであり、業の解釈、とりわけ「公衆性」の解釈と考えている。 金融商品取引法の業は、営利性を要件とせずに規制範囲が広がっているが、現行の信託業法又は証券取引法「いずれの業の解釈に寄せられるのか」が問題になると思われるため、ここで業の解釈を明確にしたい。信託受益権販売業者における全権限の「プリリクメントでセーフハーバーが設けられていない現在の状況を敷衍すれば、証券取引法で業」と整理されていない投資家としての有価証券の売買も業に該当することを懸念する業者が生かれない。また、デリバティブ取引でも業の解釈を巡って、議論が噴出することを念頭に、信託受益権販売業者における業の解釈を明確化しておくことは、今後の議論に資する。つまり、信託受益権販売業者(金融法施行後は、金融商品取引業者)を相手手方とする場合に、原則として業に該当しないことを明確化しておくことは、今後の金融商品取引法のカバーする領域を明らかにすることに繋がるとある。 業の定義が「反復継続性」「対公衆性」に求められ、事業法人等の投資目的の有価証券の売買は、業に該当しないこととされている。「三園谷」ことを考えると、「対公衆性」がない場合には、業に該当しないと整理することが望ましい。証券取引法の対	日本証券業協会証券評議会	7	A	信託受益権販売の規制の適用範囲の明確化	信託受益権販売とは、信託の受益権の販売又はその代理業者(以下「媒介者」)が行う営業行為(以下「2条10項」)による信託受益権販売は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ営むことができない(法86条)。この点、売主が、監査、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委託する。オリジネーターが販売業者に販売委託又は当該受益権を引当に実質的な受益者となることを目的とする特定目的会社で売却する場合については、監督指針10-2-1。 この点、「投資家がポートフォリオ運用の一環として保有する信託受益権を信託受益権販売業者に売却する場合、業に該当するか否かにつき、定義に該当するか個別に判断される」「12/27 p16(6頁目)」と示されていることより、投資家が信託受益権販売業者に信託受益権を売却する際に、どのような手続きを踏むべきか、業務では、混乱が生じている。 投資家が保有する信託受益権を信託受益権販売業者のみに売却する場合、信託受益権販売業者の登録が不要であることを明らかにしていただきたい。	信託業法第2条、第86条	金融庁					
5033	5033009			z07034	金融庁	証券取引法第29条の2第3項、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第6号	証券会社の役員員の「未確認売買」及び「誤認勧誘」につき、損失補てんの禁止の適用除外を受けようとする場合、当該証券会社はあらかじめ、確認を受けることが必要とされている。	c		証券会社の役員員の「未確認売買」及び「誤認勧誘」につき、損失補てんの禁止の適用除外を受けようとする場合、当該証券会社はあらかじめ、確認を受けることが必要とされている。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。 金融庁の回答に「損失補てん禁止規定の実効性を確保するためには、事故であることが明らかである旨が客観的に証明される場合を除き、当局の確認が必要であり、措置困難。」	日本証券業協会証券評議会	9	A	事故確認申請不要対象の拡大	現行の事故確認申請制度における確認申請不要の取扱いは、補てんの対象金額(1日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額が10万円以下の場合のほかは、「事故処理手続(行為規制令第6号第1項第4号)及びシステム障害(同第4号)の類型に該当する事故に限り認められている。そして、これらの類型に関しては、「法定機構又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合(即ち、証拠が存在する場合は)に事後報告によることとされており(行為規制令第6号第1項第4号、同第2項)、更に従来からの運用では、受理前に正売買、反対売買等の処理が行われた場合は、確認申請、事後報告も不要とされてきた。 証券会社の役員員の取扱いに関する「未確認売買(行為規制令第6号第1項第4号)及び「誤認勧誘(同第2号)の範囲に該当する事故についても、事故処理ミス、及び「システム障害」と同様、「事故であることが明らかである旨を客観的に証明することが可能と認められることから、証券会社の役員員の故意をいらない場合に限り確認申請不要の取扱いを認めたい。	日本証券業協会証券評議会	9	A	事故確認申請不要対象の拡大	実務においては、「未確認売買」等に該当するか否かについては、微妙なケースもあり、その判断に際しては協会への相談や社内の協議などを経ることとなる結果、対応に相当の時間を要し、顧客に迷惑をかけることが度々発生する。この点を改善する上で、「未確認売買」及び「システム障害」の事故処理ミス、等と同様の確認申請不要の取扱いを認めたい(こと)が是非とも必要であるとする。 行為の不当性という観点からも、「未確認売買」等であっても証券会社の役員員の故意によるもの「過失」によるものであることを考慮される。この目的に関しては、優良執行義務の観点からも極めて有益であることはいままでもないと考えられる。しかしながら、平成17年4月1日に最長執行義務が課されたことに伴い、価格規制が廃止されたこと、及び取引所外売買の取扱いが変更されていることから、平成19年に定められた9項目の報告事項に関しては、現状の規則の観点からは重要性の低い事項もある(例えば、当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有価証券市場及びその基準価格に関する規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第10条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他協会が必要と認める事項をすみやかに公表するとともに公表する旨を協会の役員に通知する。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号)第1項第2項)迅速に正確な報告及び通知を行うことと資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 その間にダブルカウントによる売買情報の取扱いを避けるために、会員間の売買、媒介取引については、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の措置はどうか。 また、同時に時がいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所外取引の場面に際しては報告の義務及びその義務の対象となる範囲を報告の形式を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に際して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。重要でない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な価格の市場参加への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。	金融庁	行為規制令第6条第1項第6号、第4条第1項第8号、第4条第1項第8号括弧書き
5033	5033010			z07035	金融庁	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(以下、府令)第5条において協会は、協会の自己の計算において行なう上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合に、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立日時及び数量、3売買成立日時について協会員に通知し、公表しなくてはならないと定められている。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第10条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他協会が必要と認める事項をすみやかに協会に通知するとともに公表する旨を協会の役員に通知する。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号)第1項第2項)迅速に正確な報告及び通知を行うことと資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 その間にダブルカウントによる売買情報の取扱いを避けるために、会員間の売買、媒介取引については、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の措置はどうか。 また、同時に時がいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所外取引の場面に際しては報告の義務及びその義務の対象となる範囲を報告の形式を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に際して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。重要でない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な価格の市場参加への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。	c		店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(以下、府令)第5条において協会は、協会の自己の計算において行なう上場株券等の取引所有価証券市場外での売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買が成立した場合に、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立日時及び数量、3売買成立日時について協会員に通知し、公表しなくてはならないと定められている。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第10条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他協会が必要と認める事項をすみやかに協会に通知するとともに公表する旨を協会の役員に通知する。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号)第1項第2項)迅速に正確な報告及び通知を行うことと資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 その間にダブルカウントによる売買情報の取扱いを避けるために、会員間の売買、媒介取引については、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の措置はどうか。 また、同時に時がいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所外取引の場面に際しては報告の義務及びその義務の対象となる範囲を報告の形式を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に際して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。重要でない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な価格の市場参加への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。	日本証券業協会証券評議会	10	A	5分間報告に関する報告義務の適正化	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	日本証券業協会証券評議会	10	A	5分間報告に関する報告義務の適正化	一方、府令第3条において協会は、1有価証券の種類及び銘柄、2売買成立日時及び数量、3売買成立日時、4当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有価証券市場及びその基準価格を、また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第7条第2項において協会は、売買成立後5分以内に、1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称及びその価格、8売買の相手方、9その他協会が必要と認める事項を報告しなければならないと定められている。 報告事項を公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 また、同時に時がいまいになりがちな、会員が行う海外顧客との取引所外取引の場面に際しては報告の義務及びその義務の対象となる範囲を報告の形式を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に際して再度周知徹底を行うことが必要であると思われる。	金融庁	規則第7条第2項に基づき、証券会社は、取引所外売買が成立したとき、売買成立後5分以内に日本証券業協会宛報告を行うこととしている。売買成立後5分以内の報告が義務づけられる理由は、府令第5条、及び規則第10条第2項から日本証券業協会が、取引所外売買の取引条件を速やかに協会員に通知することにより、売買価格等を知らしめ、もって公正な価格形成等に資することを目的としていると考えられる。この目的に関しては、優良執行義務の観点からも極めて有益であることはいままでもないと考えられる。しかしながら、平成17年4月1日に最長執行義務が課されたことに伴い、価格規制が廃止されたこと、及び取引所外売買の取扱いが変更されていることから、平成19年に定められた9項目の報告事項に関しては、現状の規則の観点からは重要性の低い事項もある(例えば、当該売買につき基準となる価格を公表する取引所有価証券市場及びその基準価格に関する規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第10条第2項において、協会は1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5その他協会が必要と認める事項をすみやかに協会に通知するとともに公表する旨を協会の役員に通知する。また、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号)第1項第2項)迅速に正確な報告及び通知を行うことと資するために、府令第3条及び規則第7条第2項に定める報告事項を、府令第5条及び規則第10条第2項に定める公表事項と同一の事項で足りるというルールに改めていただきたい。 その間にダブルカウントによる売買情報の取扱いを避けるために、会員間の売買、媒介取引については、売手側、若しくは買手側の一方のみに報告を義務づける等の措置はどうか。 また、同時に、当該報告義務の対象となる報告の形式(特に、時がいまいになりがちな海外顧客の取引に係るもの)を具体的に例示する等の措置を取り、当該報告義務に際して再度周知徹底を行うことが必要であると考えられる。重要でない報告事項の省略及び海外顧客取引に関する報告の徹底により、正確な価格の市場参加への周知が行われ、結果として公正な価格形成に資することになると考える。	金融庁	店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(平成四年六月二十六日大蔵省令第四十四号)第3条(別表第一)上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則(公正償還規則第5号)第7条第2項	
5034	5034001			z07036	金融庁	保険業法第98条第1項第1号、同法施行規則第51条、保険業法第99条第1項第1号、第99条、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う業務の代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則(公正償還規則第5号、以下、規則)第7条第2項において協会員は、売買成立後5分以内に、1銘柄名、2売買価格、3売買数量、4売買成立日時、5売又は買いの別、6自己又は委託の別、7取引所外売買に係る基準となる価格を公表する証券取引所の名称とする。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。 「保険会社による銀行代理店事務支援業務の解禁、および「保険会社本体・子会社による証券仲介業務の支援業務の解禁」について規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに合わせ、本年度に検討を行う。		信託契約代理業の担い手として現在保険会社の扱う商品の構成から勘案しても親近性・補完性があり、また他業リスクの制限についても代理代行の認可の必要なことや、信託業者からの十分なチェック機能が働くことから、保険会社にのみ信託契約代理業が解禁されないのは、明確な理由が存在するとは言いえず、早期の実現に向けて結論時期をお示しいただきたい。 保険会社は多様な業種の代理店と委託契約を結んでおり、こうした既存の代理店を信託契約代理店として活用することは、消費者利便の向上となる信託サービスのアクセス拠点拡大という政策目的に合致するものである。さらに保険会社が、信託契約代理店の事務支援を行うことは、保険会社と保険代理店を結び情報連絡ネットワークの有効活用によりその効率性が高まり顧客のニーズにあったサービス展開が可能となる。例えば資格試験の手配・教材配布等はリスクも低く、反面きめ細い対応が求められる。これは多くの店舗網をもつ保険会社ならではの支援業務であり、幅広い信託契約代理業の参入を促進するものである。こうした観点も踏まえた結論時期をお示しいただきたい。	(社)日本損害保険協会	1	A	保険会社による信託契約代理業等	保険商品に関連する信託サービスを提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質な提供が可能となる。 信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。 「保険会社に対する幅広い参入を意図した今後の信託業改正の趣旨に鑑み、保険会社によりこれを認めない明確な理由は存在しない」と言うべきである。	金融庁	保険業法99条第1号、同法施行規則第51条					

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5034	5034002			z07037	金融庁	保険業法第106条第1項第12号、第2項第2号、同法施行規則第56条の2第2項第8号、第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスリベンションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に、機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切な取次ぎに該当する可能性があることと鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		コンサルティングや役員提供等において必要となる一定の用品等を、当該業務と併せて提供することについて、保険会社の子会社として不適切なリスクを負う可能性があることを理由に措置困難のご見解であるが、販売の取次ぎについては販売そのものに比べ必ずしもリスクが大きいとは言えないほか、例えば用品メーカーとの間の契約において責任範囲を限定することやリスク低減に必要な賠償責任保険を付保する等を含めた、いわゆるリスク管理を前提に、これらの業務拡大を認めることが可能と考える。この点について見解を示された。	(社)日本損害保険協会	2	A	子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務を行う上で、利用が必要となる用品、機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	左記の通り	近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスリベンション)業務や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社で行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合には一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。	保険業法第106条第2項第2号、同法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁	
5034	5034003			z07038	金融庁	保険業法第1項第1号、第2項	保険会社は、付随業務としての保険会社等その他金融業を行う者の代理代行(内閣府令で定めるものに限る。)の認可にあたっては、認可申請者である保険会社が当該代理代行の的確、公正かつ効率的に遂行することができることを認められるかどうか、当該代理代行が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであるかどうか、相手方である他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであるかどうか、を審査する(金融業を行う者の代理代行にあつては、のみを審査することとされていること。認可申請者である保険会社とその相手方である他の保険会社等その他金融業を行う者が同一のグループに属しているという理由でこれらの審査が不要になるものではない。	c	-	保険会社等その他金融業を行う者の代理代行(内閣府令で定めるものに限る。)の認可にあつては、認可申請者である保険会社が当該代理代行の的確、公正かつ効率的に遂行することができることを認められるかどうか、当該代理代行が保険会社相互の公正かつ自由な競争を阻害するおそれのないものであるかどうか、相手方である他の保険会社の業務の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであるかどうか、を審査する(金融業を行う者の代理代行にあつては、のみを審査することとされていること。認可申請者である保険会社とその相手方である他の保険会社等その他金融業を行う者が同一のグループに属しているという理由でこれらの審査が不要になるものではない。		同一グループに属していることをもって審査が不要とならないとのご見解であるが、グループ会社間においてはグループ会社としての効率的なリスク管理によって、いわば相互の会社が有する能力を逸脱するような代理代行がなされることは想定しにくい等、一定の効果も見込まれることから、認可という強い規制から届出規制とするは可能ではないかと考える。また、要望にも記載した通り、本規制の緩和によって保険会社の経営資源の有効活用と顧客利便性の向上を図ることが可能となるため、規制の目的の実現については事後的な監督によって代替し、認可手続きの簡素化(届出手続きとする。)を行うこと(届出手続きとすること)について改めて検討いただきたい。	(社)日本損害保険協会	3	A	保険会社の業務の代理、事務の代行の代行の届出制への移行	グループ会社間であれば、業務の代理、事務の代行を、認可制から届出制としていただきたい。	保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用を図ることが出来る。	グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を株式会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するサービスの提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可申請から認可取得まで時間を要することが多い。(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間等は、保険業法施行規則246条により60日と定められている。)	保険業法第99条第2項、同法施行規則第51条の2	金融庁	
5034	5034005			z07039	金融庁	保険業法第97条の2第1項	保険会社の資産運用については、法律上、内閣府令で定める資産は内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないものとされており、具体的には、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等とされている。	c	-	本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであり、その見直しには慎重な検討が必要。		回答では、本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであるため、慎重な検討が必要とされているが、より保険会社の健全性の実態把握に有効なソリューション規制やオメガ・シグマの導入・強化といった資産別運用比率規制に代わる事後監督手法が定着し、その実効性が確保されてきていることから、本来の規制目的は達成されているのではないかと考える。また、時価評価が定量的な意義が薄れていることも事実である。加えて、今後、金融改革プログラムに記載されているように、ソルベンシーマージン規制についても見直しに向けた検討がなされるものと認識している。こうした諸環境を踏まえ、早期に本運用比率規制の撤廃に向けた検討を行うことについて、改めて見解を示された。	(社)日本損害保険協会	5	A	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3・3・2規制)を撤廃していただきたい。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。当届出への報告等の事務が軽減される。	・保険会社のリスク管理は基本的には個社の自己責任で行うものであり、今日的に、事前の比率規制は適当ではないと考える。 ・また、保険会社の運用手法が多様化するともに、時価ベースでの実態把握の必要性が高まっていることを踏まえても、現行の規制は時代とそぐわないものとなっている。現行規制の問題点は以下の通りである。 取得原価ベースでの規制であり、時価ベースのリスクを反映していない。 現物資産のみの規制であり、同様のリスクを持つデリバティブ等が資産(負債資産)であり、リスク(バリュー(自己資本)本等)との対比になっていない。 こうした考え方をベースに、過去の政府の規制改革委員会や金融審議会報告においても、本規制を見直すべきとの方向性が示され(別紙「報告内容抜粋」参照)。実際に、ソルベンシーマージン比率規制の改定(2001年3月、株式リスクに関して、簿価×10%から時価×10%へ改定)及びオフサイトモニタリング制度の導入(2001年9月、株式リスク(VaR)、保有株式の状況等の株式関連項目が報告対象とされた)が行われてきた。 こうしたことから、当方としても当時、当該規制の撤廃に向けた環境が徐々に整ってきたものと理解していた。 【以下公開否の理由欄に続く】	別紙添付 <行政改革推進本部規制改革審議会「規制改革」についての見解(平成12年12月12日)より> <金融審議会第二部中間報告(平成13年6月26日)より>	金融庁	
5044	5044001			z07040	金融庁	内閣府設置法、国家行政組織法	証券取引等監視委員会は、いわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券行政について、裁量を排した、より透明な市場ルールに基づき(事後監視型の行政への転換と、証券会社等の監督機能と市場ルールの遵守の監視機能の分離が求められる。平成4年に発足した経緯がある。証券取引等監視委員会は、合議制の機関として設置されており、その委員長及び委員は、独立してその職権を行うこと、一定の欠格事由に該当する場合を除いては、在任中その職に反して罷免されることがないこと等が金融庁設置法において定められている。また、証券取引等監視委員会は、金融庁設置法上、証券会社の検査等の結果に基づき、金融庁長官等に対し、行政処分を求める助言、必要と認められる施策に対する建議を実施できることとされ、金融庁では、これらの助言や建議について、証券会社等に対する業務停止命令等の行政処分、法令の改正等を行い、対応してきているところであり、法令違反等への対応につき、特段の支障は生じていない。	d	-	証券取引等監視委員会については、市場の公正性の確保及び投資者保護の観点から、これまで、謙抑的な制度の導入に向けた調査・検討、定員の増強等その強化を進めてきた。また、能力・人材面でも、裁判官・検事・弁護士といった法曹関係者や公認会計士、システム専門家などの民間専門家を積極的に登用しているほか、広く証券市場の最新動向や取引検査業務に即したノウハウの取得等、様々な専門的検査・調査能力の向上に努めている。今後も必要な体制整備を図るとともに、人材の厚みや専門性の深さといったものを充実させてい(必要とあると考える。		要望者は以下のような追加意見を提出しているところであり、要望者の意見を踏まえ、今後検討されたい。現在進んでいる政策金利改革により、今までの公益性の確保やリスクの困難性などから政策金利改革が担っていた領域の一部が民間によって代替されることが決定しており、リスクの証券化等において間接金融市場に期待される役割は大きい。証券化の分野は多岐にわたっており、それが健全に行われるよう監視するには、様々な分野の専門家の連携が必要になる。それは証券化行為の監視を主導するコーディネーター的な役割が求められる。独立した専門機関が望まれる。こうした証券化の他にも、我が国の企業が安定した資金調達をするために金融市場の果たす役割は今後ますます大きくなり、「日本版SEC」の設立によって監視体制の一層の拡充をはかって欲しい。	井上敬生	1	A	日本版SECの設立	現在の証券取引等監視委員会は金融庁の下におかれその委任を受けて証券市場の監視にあつており、インサイダー取引などの犯罪事件に対する行政処分を求める助言や可直への告発、現在の証券規制制度の問題点の建議などを行っている。しかし、いわゆる3条機関(内閣府設置法54条に基づく審議会等)のみでは証券市場に関する規制制定や犯罪事件企業等への行政処分に関する権限は、業者行政を担当する金融庁にあることになり、スピードで実効性があり独立した市場監視機能を十分に果たすことができない。また、いわゆる3条機関(内閣府設置法49条に基づく独立行政委員会)となつて、ノーアクションレター制度の回答主体となり、行政処分を求める助言や可直への告発との整合性が図られるなど、証券市場を利用する企業の便宜にもかなうことが期待される。したがって、市場監視の強化と独立性の向上のため、現行の証券等監視委員会を改組し、いわゆる3条機関として「日本版SEC」を設け、市場監視体制を主導すべきである。	現在の証券取引等監視委員会を改組し、内閣府設置法第49条の規定に基づいて設立された、証券取引委員会とする。	ライブドアによる期間外取引での二重送付株大量取得に示されたように、わが国の市場制度には「抜け穴」などでもいうべきものが散見される。こうした「抜け穴」や村上ファンドの村上氏のような白か黒かのグレーゾーンにおける取引の監視については、現在の体制下においては金融庁による行政処分や、審議・検察による捜査にもとまらざるに、最終的な判断は司法の場で行われることになる。しかし、これでは何よりもスピードが求められる今日の証券市場の現実に対応するものであるとはいえない。最終的な判断は司法の場で担保するにしても、証券監視のプロフェッショナルによる過渡的な判断を求めることができれば、わが国の証券市場を利用するものの利益に資するだろう。ライブドア事件や村上ファンド事件等により、わが国の証券監視体制について投資家の不安が広がり株価の低迷が懸念(なかで、わが国の証券監視体制のより一層の強化を内外の投資家にアピールするために、本要望は有効である。	内閣府設置法、国家行政組織法	金融庁 内閣府	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5048	5048001			z07041	金融庁	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号ホ	証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。	b		(金融商品取引法第44条の2第1項第1号、第2項第1号、第66条の14第1号ホに規定する)「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」としてどのようなものが考えられるか検討を行う。		「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」としてどのようなものが考えられるか検討を行う。とありますが、前回の規制改革要望時にも同様の回答をいただいたままである為、いつも目処に検討されるかを明示いただきたい。 また、法律的な論拠は「証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可」との連付けですが、立替期間がある為このように解釈されていると思われませんが、カード決済は一般的に普及している決済手段の一つであり、現金に代わる決済手段と考えれば実質的には貸付ではありません(通常のカード決済は貸金対象外)。この実質的な部分に留意の上で、「投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるもの」を検討いただきたい。 決済手段としてのカード決済を前提とした場合、どの観点から投資者の保護に欠ける恐れがあると考えられているのか、も合わせて明示いただきたい。	株式会社ジェーシービー	1	A	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	昨年11月の規制改革要望に同テーマを申請したがその回答として、クレジットカードによる支払は、カード会社から顧客に対する金銭の貸付けと同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号及び第66条の13第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考える。なお、制度面における検討を平成17年度を目途に行う予定。という回答をいただいているが、その後の制度面における検討の進捗状況につき確認したい。	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択が広がりが利便性が向上すること。 ・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券販売の一助になること。	証券取引法	金融庁	
5048	5048002			z07042	金融庁		外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を行うことについて、銀行法上の規制はない。	e		外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を行うことについて、銀行法上の規制はない。			株式会社ジェーシービー	2	A	銀行が取扱う外貨両替に関するクレジットカード決済	銀行が取扱う外貨両替の精算手段としてクレジットカード決済を導入する	空港等の銀行の外貨両替窓口において顧客が外貨を購入する際、精算手段としてクレジットカードを導入する	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択が広がりが利便性が向上すること。 以前、当件直接お伺いした際には、カード決済導入の方向感には同意いただいたが、銀行商品のカード決済に当たる為、影響を検討した上で結論を出す。とのコメントをいただいていた。その後の検討結果につき、この場を借りてお伺いしたい。	銀行法	金融庁	
5052	5052001			z07043	金融庁	なし(信金法上に定めがない)	なし(信金法上に定めがない)	b		協同組織金融機関は、会員からの出資が原則であること、既に外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策的支援措置が講じられていることなどに留意しつつ、そのニーズも踏まえ慎重に検討する必要がある。		劣後債は優先出資と比較し、通常調達コストは低く、支払利子が損金算入されることから、課税上のメリットも得られる。 また、債券発行については、明文の規定がない法人や個人であっても債券発行は可能であるとする有力説があり、判例もこれを認めている。商法において社債発行に関する規定が設けられているのは、社債の応募者や社債権者の保護が必要であるからであって、債券発行に関する規定が存在しないことをもって債券発行を認めない趣旨とみるべきではないと解されている。 これらについて、見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	1	A	劣後債の発行	(信用金庫法の規制の緩和)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、劣後債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。以上により、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、劣後債の発行について法整備を図る。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流通性の点から投資に難色を示す傾向が高まってきている。また、現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用予定している新BIS規制においては、リスクバッファーとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。 そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。劣後債は、課税優遇、事業利用権がないため、普通出資会員に不利益を生ずることなく、信用金庫の資本充実を図ることができることから、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	信金法に社債発行の規定もしくは会社法の社債に関する規定の準用がない。	金融庁	継続
5052	5052002			z07044	金融庁	信金法第16条、第21条、第51条、第52条	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性について、慎重な検討が必要である。		不要な資本を抱え有効な運用もできなければ、資本効率が悪くなる。償却は、資本効率を向上させるためにも有効な手段であることから、実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会 信金中央金庫	2	A	普通出資の消却	(信用金庫法の規制の緩和)普通出資の消却制度は、協同組織の相互互助の機能をより高めていくものである。	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、会社法第178条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼し、その後、資本が充実し余剰となった場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もあつちの選別である。また、会員は口数にかかわらず一個の自益権を有していることから、余剰資金の範囲内かつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択も広がることとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条(参考条文)会社法第178条	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5052	5052003			z07045	金融庁	信金法第57条、(参考条文)会社法第450条	信用金庫における剰余金の配当は全額に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細企業者や個人であり、その剰余金は全額により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		剰余金は全額により会員に還元されるのが基本であるが、出資による配当を望む会員については、それを可能としてもよいのではないかと、全会員を対象とするのではなく、出資による配当を望む会員にのみ選択を可能とする前提で、改めて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	A	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和) 現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	会員自治に基づき(総)代会決議で、現金配当とともに、出資による配当を選択できるようにすれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)会社法第450条	金融庁	継続	
5052	5052004			z07046	金融庁	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」など、法定脱退事由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず(法律上当然に)脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		株式においては、5年間剰余金の配当を受領しなかった場合など、一定の事由に基づき、株式の買取等が認められている。協同組織金融機関においても、協同組織性を阻害しない範囲で「行方不明会員」を法定脱退させることは可能と思われる。また、所在が不明となってしまった会員が年々増加しているにもかかわらず、それらを引き続き会員として管理しており、その管理費用が増大し続けている状況にある。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	A	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和) 協同組織の原点である「会員による自治」を活かした仕組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、規制改革・民間開放推進計画(改定)においても、「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討いただきたい。	信金法第17条、(参考条文)会社法第607条	金融庁	継続	
5052	5052005			z07047	金融庁	なし(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定めがない。)	協同組織金融機関が発行する優先出資については、単元優先出資の制度が認められていない。優先出資の総口数の最高限度は定款で定めなければならない。協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第5項	b		単元株と同様の優先出資の制度を協同組織金融機関に導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性など、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。分割による優先出資の総口数の最高限度の変更に係る定款変更については、普通出資者総会の決議を不要とするについては、実務におけるニーズを十分に把握したうえで、慎重に検討する必要がある。		優先出資の分割は、投資家への利益還元策や投資単位の引下げ策として有効な方法であるが、単元優先出資制度が認められなければ、分割により大量の端数が生じることとなり、分割の効果がかなり減殺されてしまうので、証券市場の活性化の観点から、単元優先出資制度に関する実務上の必要性は相当高いものと考えられる。分割に係る優先出資の控除率の増加が分割割合に応じたものである限り、控除率の範囲内でしか希薄化されないという既存の普通出資者および優先出資者の利益に変更はないため、このような措置を講ずることにも普通出資者や優先出資者を害することにならないと考えられる。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	A	協同組織金融機関が発行する優先出資の分割を円滑に行うための法的整備	(優先出資法の規制の緩和) 右記同様	協同組織金融機関が発行する単元優先出資制度の創設	優先出資の分割に係る定款変更については、分割を円滑に定める観点から、普通出資者総会の決議を不要とすることが有効な措置と考えられる。なお、分割に係る優先出資の控除率の増加が分割割合に応じたものである限り、控除率の範囲内でしか希薄化されないという既存の普通出資者および優先出資者の利益に変更はないため、このような措置を講ずることにも普通出資者や優先出資者を害することにならない。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(参考条文)会社法第184条第2項を準用する)	金融庁	変更	
5052	5052006			z07048	金融庁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第6条	協同組織金融機関が優先出資を引き受けようとするときは、募集優先出資の払込金額等をもって行政の認可を受けなければならない。協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資引受権の発行が認められていない。	b		募集優先出資の払込金額等の認可については、資本充実策という優先出資制度の趣旨を踏まえ、資本の額を確保するために設けられているものであり、払込金額の決定方法を定めれば足りることとするについては、実務的なニーズを十分に把握したうえで、慎重に検討を行う。株式会社の新株予約権は、会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資引受権の制度を導入することは、実務におけるニーズを十分に把握した上で、慎重に検討する必要がある。		公募増資における発行手続きの期間短縮は、募集に応じた投資家の価格変動リスクを軽減することができるので、投資者保護の観点から、実務上の必要性は相当高いものと考えられる。新優先出資予約権等の発行を解禁した場合でも、引き続き優先出資の発行限度規制は維持されるので、普通出資を補充する資金調達手段であるという性質が変容することにはならない。優先出資による資本調達の手段を多様化することは、協同組織金融機関の自己資本の充実に資することから、その実現を図る必要性は相当高いものと考えられる。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	A	協同組織金融機関が発行する優先出資を活用した円滑な増資を行うための法的措置	(優先出資法の規制の緩和) 右記同様	市場価格がある優先出資を引き受け者の募集をすれば足りることとする。	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	会社法第201条では、公開会社の新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価格で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等をする必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされている。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。株式会社については、従来から新株引受権付社債および新株予約権の発行が認められている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(規制改革A/民間開放B)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5052	5052007			z07049	金融庁	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第44条	普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も同様に減少することとし、優先出資を発行している協同組織金融機関は額面金額の切下げの方法によるほか資本の減少を行うことはできない。	b		協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充する資本充実策として導入された制度であることから、優先出資に係る資本の減少の要件緩和については、慎重に検討する必要がある。		資本充実策として優先出資を発行し、その後、資本が充実し余剰となった場合に、当該優先出資の減少を行うことは、会員の利益権を害するものではなく、また協同組織の資本政策上もあつてしるべき選択であることから、余剰資金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で優先出資の減少が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなると考えられる。実務的なニーズを勘案し、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	A	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る資本の減少の容認	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	優先出資に係る資本の減少を容認する(額面金額の切下げや口数の減少を伴わない額面超過部分の資本の減少を認める)。	優先出資に係る資本減少については、普通出資の1口の金額の減少が行われる場合において優先出資の額面金額を引き下げる方法によるのみ行うこととされているが、会社法と同様に、所定の手続(普通出資者総会の決議および債権者保護手続)を経たうえで、その資本室の額のうち普通出資以外の出資金の額を減少できるようにすれば、信用金庫にとって資本政策の自由度が高まることと期待される。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	新規
5052	5052008			z07050	金融庁	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第238号保険会社向けの総合的監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		信用金庫への適用を除外すべきとされている理由が明らかでないが、いずれにせよ、構成員契約規制は生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		構成員契約規制は、顧客ニーズにかかわらず事前に販売を禁止するものであり、早急に結論等を得るべきである。具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	A	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。また、構成員規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(改定)において行政改革委員会の意見を踏まえ、金融審議会において構成員契約規制の在り方について結論を得るべく、引き続き検討を行うこととあり、同規制については、早期に撤廃についての結論を得ていただきたい。	大蔵省告示第238号	金融庁	継続	
5052	5052009			z07051	金融庁	保険業法第275条第1項同法施行規則第212条第3項第5項第212条の2第3項第5項第212条の4第3項第4第212条の5第3項第5項第234条第1項第9号第10号第14号第15号	平成17年12月に銀行等による販売が認められる保険商品の範囲が拡大されるにあり、事業資金の貸付先等に対する保険募集の制限、事業資金の貸付担当者と保険募集担当者との分離、資金の貸付け申込みを行っていない者に対する保険募集の禁止などの新たな弊害防止措置が導入されている。	c		弊害防止措置の在り方については、全面解禁までに銀行等による保険募集の実施状況や今回の措置等の実効性を十分検証することとしているところ。		実効性の検証については、顧客ニーズや規制の必要性についても検証すべきである。また、現行規制では、顧客ニーズに対応できないという意見があるのであれば、その見直しは検討に値するものと考えられる。改めて見解を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	A	保険窓販の第三次解禁において課されている販売規制の撤廃	(保険窓販における販売規制の撤廃)右記同様	銀行等による保険募集においては様々な弊害防止措置が講じられてきたが、平成17年12月1日から販売が可能となった第三次解禁商品については、一定の融資先に対する保険募集に制限が課されている。銀行等による保険窓販は、顧客利便の向上という規制緩和の方向性に沿って拡充されてきたものであるが、他方、実態面においては広範な規制が課されているがために、顧客の側からすれば商品選択の機会が広がらず、必ずしも利便性が向上したとは言えない状況にある。また、特例として制限先に募集できる場合でも、販売する商品によっては保険金額等に上限が設けられており、顧客ニーズに十分応えることができない。このほか、事業性融資の担当者が保険募集を行えないことや、融資申込み期間中における保険募集が禁止されていることなどから、顧客の利便性が損ねられるとともに煩雑な手続きを強い結果にもなっている。顧客保護に關しては他のさまざまな規制により対応が図られていることなどを勘案すれば、上記のような販売規制は撤廃すべきである。	保険業法施行規則第112条、第112条の2、第234条関係	金融庁	新規	
5052	5052010			z07052	金融庁	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第115条により大口信用供与規制の対象から除外されている。(注)大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予備について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。(信用金庫法施行規則第115条)	c		大口信用供与規制は、信用金庫の大口信用集中による危険を防止し、資産内容の健全性維持を図る趣旨から設けられたものであり、その緩和は措置困難である。なお、政府系金融機関の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点から設けられた特例措置であり、同様に論ずることはできない。		要望者より、大口信用供与規制の緩和等、弾力的な措置についても検討すべきとの意見があり、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	A	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和)信金中央金庫代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は信用金庫の親金融機関といった性格を有し、他の民間金融機関以上に健全性に配慮し、事実健全である。信金中央金庫代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度であり、この仕組みは、信金中央金庫と信用金庫による二重の審査及び期中管理により、信用リスクの削減効果が高いものとなっている。	信用金庫法施行規則第115条第1項第2号	金融庁	継続	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5052	5052012			z07053	金融庁	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は、次のとおりである。(信金法施行令第8条) ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・独立行政法人 ・PF事業者 ・地方公共団体への貸付け ・雇用・能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b		国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸付けについては、信用金庫の協同組織性の観点からニーズや実態を踏まえ、慎重に検討する必要がある。		国の独立行政法人に対する融資が可能であるのに、国立大学法人への融資を不可とする理由何か、見解を示すとともに、早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	A	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人に対する貸出を員外貸出先に加える。	国立大学法人法に基づく国立大学法人および大学共同利用機関法人を信金法施行令第8条による員外貸出先の一として加える。	特殊法人改革に合わせて、89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が平成16年4月1日に法人化された。また、国立大学法人と大学共同利用機関法人の借入れについては、国立大学法人法施行令第8条が平成17年12月28日に改正され、産学連携の研究施設を建設する資金等を民間金融機関から借り入れることが可能となった。これを受けて、これらの法人は平成17年3月に民間金融機関からラングスケートローンまたは競争入札による借入れを実施したが、これらに対する貸付けは信用金庫法上認められていない。地方独立行政法人法に基づく公立大学法人については、信用金庫の独立行政法人等に対する貸付けが認められたことにより貸付けが可能となったことであり、国立大学法人と大学共同利用機関法人についても同様に、規制緩和していただきたい。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条	金融庁	新規
5052	5052013	1		z07054	金融庁、法務省	特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、債主が、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社、資本金が3億円を超える株式会社、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		プロジェクトファイナンスに関係すると主張する当事者が、常に保護を要しない高度な金融知識を有している保証はないため、プロジェクトファイナンスを利息制限法及び出資法の適用除外とすることについては慎重に検討する必要がある。		確かにプロジェクトファイナンスに関係する当事者が高度な金融知識を有しているという保証はないが、一般的にプロジェクトファイナンスにおいては、当該規定の適用除外対象先である大会社又は資本金3億円を超える株式会社、自らのバランスシートから対象プロジェクトを区分するために便宜的に特別目的会社を設立し、借入人としている場合が多い。この場合、実質的な当事者は当該適用除外先である親会社となる。よって、例えば、「借入人が特別目的会社であり、その議決権の過半数を、かかる適用除外先である親会社が有している場合に限り、等の限定条件をつけて、適用除外としていただきたい。資産流動化のための特定目的会社が適用除外とされているのも、同様の考え方になったことと考えられる。改めて見解を示すとともに、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	A	プロジェクトファイナンスに関する規制緩和等	右記同様	特定融資枠契約に関する法律、に関する規制緩和について	プロジェクトファイナンスは当該プロジェクトが生み出すキャッシュフローのみを返済原資とする融資形態であり、親企業のバランスシートから切り離すためにSPCを設立するが、契約交渉に登場するのは高度な金融知識を有する株主企業の担当者であることから、利息制限法及び出資法の適用除外対象とする。	特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	新規
5052	5052014			z07056	金融庁	信金法第23条第3項、第31条、(参考条文)会社法第27条	定款において、主たる事務所だけではなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、会社法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、会社法と同様の取扱いとすることについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		会員が利用する施設は、定款及び業務方法書以外にもディスクロージャー誌やインターネット等にも掲載されており、現状、実際に会員が利用する施設を確認する際は、定款及び業務方法書を確認するよりも、ディスクロージャー誌やインターネット等で確認することの方が多いと考えられる。したがって、定款に施設を定める必要性は必ずしも高くないことから、早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	A	定款への従たる事務所の記載を廃止し、業務方法書の記載事項とする	(信用金庫法の規制の撤廃)定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを定款の絶対的記載事項とし、支店および出張所(従たる事務所)については、業務方法書の記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づき(監督行政が行われるようになった現在)、出店、廃店、統合を迅速にすることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗設置はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高める趣旨から、業務方法書の記載事項とする方が、会員のニーズに沿った経営ができるものと考えられる。	信金法第23条第3項、第31条、(参考条文)会社法第27条	金融庁	新規
5052	5052015			z07057	金融庁	金融商品取引法第2条第1項、同条第4項、同条第25項	平成18年6月14日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、株債指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引の定義の見直しが行われている。	a		平成18年6月に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」において措置済み(同法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定)			社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	A	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株債指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	規制改革・民間開放3年計画(改定)において「株債指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大を含むデリバティブ取引」の定義の見直しについて、所要の措置を講ずるとされており、投資家の有価証券対象の多様化が進んでいることから、株債指数先物取引の対象に優先出資証券を加えることが望ましい。	証券取引法第2条第1項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052020			z07058	金融庁	信金法第31条、信金法施行規則第16条	信用金庫は、事業免許の申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。認可を要しない場合がある(信金法施行規則第17条)	b		業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要不可欠なものであることから、認可制から届出制への変更については、慎重な検討を要する。	銀行には業務方法書がないが、各種モニタリング制度の充実、報告資料の提出などで十分に監督されている。一方、協同組織金融機関においても、銀行と同様に各種モニタリング制度の充実等が図られていることから、個別の業務実態を把握する上で、業務方法書の認可制が必要不可欠とはいえないと考える。	従来より要望されているものであり、実務的なニーズは高い。早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	A	業務方法書の認可制から届出制への変更	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	(信用金庫法の規制の緩和)信用金庫法で定める業務方法書を認可制から届出制にする。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を認可制とする必要性は乏しいため、これを届出制にする。	信金法第31条、信金法施行規則第16条	金融庁	新規
5052	5052021			z07059	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。	海外では不動産関連業務が金融機関の付随業務として認められ、我が国においては専業信託銀行のみに不動産関連業務が認められている。不動産売買や不動産開発については確かにリスクが高いが、しかしながら、不動産仲介や不動産管理については手数料ビジネスであるからリスクはほとんどないと考えられる。また、銀行等は、顧客から不動産物件の紹介を依頼されるなど、不動産取引の仲介を無償の顧客サービスとして日常的に行っているという事実があり、また、融資取引において担保不動産の調査や管理などを行っていることから、不動産の仲介・管理に関する知識・経験を持っているため、金融機関の本業との親和性は相当高い。不動産関連業務を認めると、顧客との間で不正な取引が行われる恐れがあるといえども、実際、メガバンクはグループ内に信託銀行を擁しており、そこに不動産取引を希望する銀行顧客を紹介するなどによりグループ一体となって不動産ビジネスを展開している。既にそのような状況になっているにもかかわらず、今さら利益相反の可能性を気にしてみてもあまり意味がないのではないかと、要望者の実務的なニーズを勘案し、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	A	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様、以下同様。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、会員・顧客のライフランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点的ビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	継続	
5052	5052022			z07060	金融庁	信用金庫法第54条の15第8項、平成14年金庫法施行告示第40号	従業業務を行う子会社は親である金庫あるいは子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が50%以上でなければならない。	c		金融機関同士の協働事業として、従属子会社による協働事業を認めることとしたところであるが、一般事業者との協働事業による従属業務子会社の収入依存度規制を緩和することは、他業禁止の趣旨を踏まえ、措置困難である。	協同組織金融機関たる信用金庫と会員中小企業等とは地域経済におけるいわば使命共同体であるため、他業禁止の趣旨を十分考慮した上で規制緩和を行うことは、協同組織金融機関が地域経済に貢献する理にかなっていると考えられることから、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	A	従業業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として従業業務を営むことができるようにする。	信用金庫は事業エリアが限られており、当該エリアに居住・勤務する会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。	信用金庫法第54条の21第9項、告示第16号(平成16年3月31日)	金融庁	継続	
5052	5052023			z07061	金融庁	信用金庫法第54条の21第7項、信用金庫法施行規則第71条	理事は事業報告を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。(注)銀行(株式会社)については、会社法第437条により、総会の招集通知に際して決算関係書類等を提供しなければならないとされている。信用金庫については、このような規定がなく、これに代えて事業報告の内容を記載した書面や決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		協同組織としての特性を踏まえ、協同組織金融機関の会員に対し、当該協同組織金融機関の認可会社の業務状況を知り、意思反映の機会を確保する必要があることから、認可対象会社の事業報告の総会への提出を廃止することは慎重に検討する必要がある。また、報告事項の簡素化については、その趣旨を踏まえ、検討する必要がある。	会員への開示について一定の実効性を確保する必要性については理解できるが、検討にあたっては、金庫における負担軽減とのバランスにも十分な配慮をお願いしたい。	従来より要望されているものであり、実務的なニーズは高い。早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	A	認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	(信用金庫法の規制の緩和)認可対象子会社の事業報告の総会への提出の廃止	認可対象子会社の事業報告を総会に提出することを不要とし、または事業報告の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	事業報告は、子会社の状況に関する事項を記載した大部の書類であり、その内容は詳細にすぎため、親法人である金庫の会員にはかかると分りにくいものとなっている。	信用金庫法第54条の21第7項、信用金庫法施行規則第66条	金融庁	継続

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5052	5052024			z07062	金融庁	信用金庫法第87条の4	公告方法は、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次の方法のいずれかを定款で定めなければならない。 ・日刊新聞紙 ・電子公告	b		全国を地区とする信用金庫連合会の公告方法のあり方については、実態を十分に把握したうえで検討を行う。		取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない店頭における公告は、公示の機能としては効果が望めない。 実務的なニーズを助成し、早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。	社団法人全国信用金庫協会 信中央金庫	24	A	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	(信用金庫法の規制の緩和)右記同様	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。	信用金庫法第87条の4	金融庁	新規
5053	5053001			z07063	金融庁	信託業法	信託契約代理店制度における複代理は認められていない。	b		信託契約代理店における複代理については、信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行なわせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点からは、慎重な検討が必要であると考えられる。 なお、現行法においては、複代理によらずとも、信託会社からの委託により特定の代理店が別の代理店の指導・支援を行う総括代理店方式は可能である。		要望理由に掲げるとおり、早急に手当てを要望するものであり、検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	社団法人信託協会	1	A	信託契約代理店制度における複代理の許容	「信託契約代理店」制度において、「複代理」までは認められていない。 「所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が複代理を選任することも可能とする。」 「少なくとも、複代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。」	「例えば()信託契約代理店たる親会社が、その子会社を複代理として選任する。()証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を複代理店として選任する。等、複数かつ強いニーズが存在する。 また、銀行法において、銀行代理業の再委託が認められたところである。 平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の扱い手に対する信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスとの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、更なる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型開放金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。	信託業法第2条第6項 信託業法第5章	金融庁		
5053	5053005			z07064	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資を受けることができる。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とするとは困難。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	社団法人信託協会	5	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	「投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 「投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することも可能とする。」	「投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択の拡大等投資者利益に資する。 「信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。 平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化、明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択の拡大をつし、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁		
5053	5053006			z07065	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として運用する場合を除き、委託者との間で投資信託契約を締結することを禁止している。	c		「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資をすることは困難。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	社団法人信託協会	6	A	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	「委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を主として有価証券」に運用することができない。 「委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を主として有価証券」に運用することができない。	「投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は運用機関間の競争を促進し、商品選択の拡大等投資者利益に資する。 「信託銀行は、信託業法等によって受益者保護の観点から十分な行為規制が課されており、本要望が手当てされた場合も、受益者保護上特段の支障はなく、投信法5条の2、第49条の3の趣旨に反するものではないと解される。 平成17年7月7日金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」においては、「規制の簡素化、明確化や新たな金融商品設計の自由度の拡大を図ることが、適切な利用者保護と金融機関経営の選択の拡大をつし、利用者利便の向上につながることに配慮すべきである」とされており、その趣旨を踏まえた検討を要望する。	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5053	5053007			z07066	金融庁	投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆閲覧に供されている。	a		金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所については登録事項とはしていない。		<p>要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所が登録事項でないものであれば、当然に変更届等の届出義務も不要と考える。要望理由を踏まえ、登録事項でない項目について届出義務を課すことのないよう検討いただきたい。 また、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の氏名は登録事項となっており、当該役員や使用人が変更となった場合には、変更届出書及び本人確認書類(住民票等)の提出義務を負っていると認識している。 要望理由にあるとおり、住民票等の確認書類を整えた上で期限内に変更届出を行う負担は大きいことを踏まえ、投資顧問業法施行規則第四条に規定する「登録申請書の添付書類」についても、金融商品取引法の政省令の検討の際にあわせて検討いただきたい。 	社団法人信託協会	7	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所変更に伴う変更届出の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 投資顧問業者登録簿は、投資顧問業者の役員及び投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名及び住所の記載が必要とされている。 また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。 投資顧問業者の役員及び重要な使用人の「住所」について変更の届出を廃止すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般に信託銀行は投資顧問業者に比べて組織規模が大きく、投資顧問業者登録簿に記載を要する役員や使用人の数が100名を越すケースもある。 このような場合に、定期、不定期に発生する当該者の異動に係る変更届を住民票等の確認書類とともに提出する必要があるが、期限内に書類を整えて提出することは実務上極めて負担が重い。 また、金融商品取引法の制定により、登録申請項目から住所が削除され、公衆閲覧も廃止されるのであれば、当然に住所変更届出を提出することは不要と考えられる。 	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	金融庁		
5053	5053011			z07067	金融庁	保険業法第98条第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		<p>要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。</p> <p>信託契約代理業及びいわゆる併営業業務代理業については、既に一般事業会社を含めて広く認められており、保険会社に当該業務が認められない合理的な理由は無い。早期に結論を得て、早急に措置することを改めて要望する。</p>	社団法人信託協会	11	A	保険会社による信託契約代理業及びいわゆる併営業業務の契約代理業務の早期解禁(新規)	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行を行うことが認められている(保険業法施行規則第51条)。 しかし、信託契約代理業やいわゆる併営業業務(兼営法第1条第14号～7号に定める業務)の契約締結の代理や事務の代行は認められていないため、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業業務の契約代理業務及び事務の代行を解禁していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月の規制改革推進3ヵ年計画においても、「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、保険会社の業務との関連性・接近性等を踏まえ、検討するとされているものの未だ具体的な検討内容は提示されていない状況。 保険会社の業務である企業年金管理業務、連済保障関連業務等は、信託業務やいわゆる併営業業務との関連性が高く、保険会社が既存のノウハウを活用し、顧客に対し信託商品等の提示を行えることになれば、顧客利便性向上の観点から有効である。 また、今般の信託業法改正において金融機関はもとより事業法人等にも信託契約代理店が認められ、いわゆる併営業業務代理店についても、担い手の限定がなく広く認められている中、保険会社に信託契約代理業やいわゆる併営業業務代理業務が認められないことは合理性を欠くものがある。 以上の点を踏まえ、早急な措置を要望するもの。 	保険業法第98条第1号同法施行規則第51条	金融庁		
5053	5053012			z07068	金融庁	証券取引法第2条第3項第1号	適格機関投資家の範囲は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令において列挙されており、金融機関のほか、ベンチャーキャピタルや有価証券報告書提出会社のうち有価証券の保有額等が100億円以上の事業会社で金融庁長官に届出を行った者等としている。	b		適格機関投資家の範囲の決定に当たっては、当該者が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として自ら投資に必要な情報を入手し判断することができるかなど投資者保護の観点から十分慎重に検討する必要がある。		<p>検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。</p>	社団法人信託協会	12	A	信託会社の適格機関投資家化について[新規]	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引法及び証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(以下「定義府令」といいます。)において、信託業法上の信託会社は、適格機関投資家として規定されていない。 信託業法第3条の免許を受けた信託会社のうち、信託財産に含まれる有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社について適格機関投資家とする必要を望むもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 流動化取引において、特定社債等のプロ私募による発行が行われているが、プロ私募に適用される統制制の結果、適格機関投資家でない信託会社は、プロ私募により発行された特定社債等を受託できない。 また、流動化取引では、特定目的会社の発行に係る特定社債の特定社債権者が当該特定社債を信託し、その信託受益権を投資家に売却する取引が行われているが、上記の理由により、信託会社は係る信託を受託することができない。 証券取引法において、適格機関投資家とは「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者」と定義されている(同法第2条第3項第1号)が、信託会社は、業として、有価証券に係る信託の引受けや有価証券の管理運用等を行うことが認められている。よって、信託財産のうち、有価証券が一定額以上であるなど、一定の要件を満たす信託会社は、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有しているものと思料される。 また、信託業法上、信託会社には、適格機関投資家である証券会社、投資信託委託業者等と同等あるいはそれ以上の資本金規制、参入規制等があり、さらに、所轄官庁による監督等が行われているため、一定の要件を満たす信託会社であれば、これを適格機関投資家と規定し、投資者保護上、支障が生じることはないと考えられる。 	証券取引法第2条第3項第1号	金融庁		
5057	5057048			z07069	金融庁	証券取引法第166条、第167条	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドの売買等については、インサイダー取引規制の適用除外となっていない。	b		見直しの検討に当たっては、部分的な検討のみならず、証券市場の公正性と投資者保護の観点から、全体的に整合性をもった検討を行う必要があると考えられている。なお、インサイダー取引規制の適用除外取引の中で、重要事実を事前に決定された計画の実行として取引が行われる場合として、「一定の計画」に従い、「個別の投資判断」に基づかず、「継続的」に行われる場合であって投資額が「少額なものである」として従業員持株会による売買等が規定されているが、確定拠出年金制度について、個々の判断ではなく「類型」的にみてこれらの特性、特に個別の投資判断に基づかないなどの要素に該当するかについて慎重に検討する必要がある。		<p>本件については、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省からの再回答において(2005年8月12日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において、投資サービス法に関する金融審議会での審議を脱みながら検討を行うこととされたが、本年既に金融商品取引法が成立している。当要望についてこれまで具体的にどのような検討がなされたかの内容および今後の検討の場、検討スケジュールについてお示し頂きたい。また、新法を踏まえたインサイダー取引規制の適用除外とするために解消すべき問題は、このほかにもどのようなものがあるかの、要件をお示願したい。</p>	(社)日本経済団体連合会	48	A	自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条6項6号及び同第167条6項6号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。 	証券取引法第166条、第167条	金融庁	企業型確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的購入する場合、インサイダー規制の適用除外となっていない。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057130			z07070	金融庁	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b		24条2項により債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制は、債務者を保護するための規定であり、銀行等について例外とすることについては慎重に検討する必要がある。		要望主体および利用者のニーズを踏まえて改めて検討されるとともに、今後の具体的なスケジュールを示されたい。	(社)日本経済団体連合会	130	A	貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和(新規)	貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等が貸金業者から貸付債権を譲受けた場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除外すべきである。		銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施しており、契約内容等に関する顧客への説明を行い、金融庁による検査、監督を受けている。これに加えて、貸金業規制法に基づく書面交付義務を課す必要はないと考えられ、実務的な負担を重し。 また、債務者や保証人からみて、債権者は同じ銀行であるにもかかわらず、一部の貸付債権についてはのみ書面交付等の取扱いに差異があることは説明がつかない。 業態を超える企業再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースは拡大すると見込まれることから、本規定の見直しをすべきである。 また、貸付債権流動化市場を活性化させるには、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすることによって、事務負担の軽減を図るべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受けに伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う」とされており、(*)	貸金業規制法第17条、同第18条、同第24条	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」)第24条により、貸金業規制法に基づく規制が適用される旨の通知が義務づけられるとともに、貸金業規制法に基づく(債務者、保証者への書面交付義務を負っている。
5057	5057132			z07071	金融庁	銀行法第52条の23、施行規則34条の16	現行制度上の銀行持株会社は子会社の業務範囲について限定列挙されている。	c		銀行業務との関連性、その必要性の観点から、主として動産レンタルを行う業務を認めることは困難。なお、施行規則17条の3第2項第11項に規定する要件を満たしていれば、主としてリース業を営む会社が動産レンタル業務を行うことは可能である。		顧客の利便性向上の観点から、改めて対応可否を検討されたい。	(社)日本経済団体連合会	132	A	銀行持株会社の子会社における業務範囲の緩和(新規)	銀行持株会社の子会社が「動産レンタル事業」を営むことを可能とすべきである。		金融事業における業態間の垣根が低くなる中で、顧客からみた資産の所有方法、活用方法に関するニーズは多様化している。銀行持株会社の子会社において、「動産レンタル事業」を業務範囲に加えることで、資産活用方法における多様な要望に一元的に応えることでも顧客的価値サービスを提供し、顧客の利便性向上を図ることが可能となる。	銀行法第52条の23	金融庁監督局銀行第一課	銀行持株会社の業務範囲は、銀行法第52条の23において規定されており、現行規定では、「動産レンタル事業」は認められていない。
5057	5057133			z07072	金融庁	信託業法	信託契約代理店制度における復代理は認められていない。	b		信託契約代理店における復代理については、信託の複雑かつ多様な商品特性から、適切な信託の引受けを行わせるには、所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点からは、慎重な検討が必要であると考えられる。なお、現行法においては、復代理によらずとも、信託会社からの委託により特定の代理店が別の代理店の指導・支援を行う総括代理店方式は可能である。		要望理由に掲げるとおり、早急に手当てを要望するものであり、検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に明示していただきたい。	(社)日本経済団体連合会	133	A	信託契約代理店制度における復代理の容認(新規)	所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられ、早急に手当てすべきである。		例えば、信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する。証券会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者を復代理店として選任することについて、現業かつ強いニーズが存在する。銀行法においても、銀行代理業の再委託が認められた所である。 2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広げ、認めるとは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる」とされている。 本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、さらなる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れに沿うものである。	信託業法第2条第3項、信託業法第5章	金融庁総務企画局企画課	現行の「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。
5057	5057139			z07073	全庁		平成17年度より、譲渡禁止特約の解除対象とする譲渡先に特定目的会社を加えるとともに、対象とする債権の範囲を全ての金銭債権に広げるがたてで部分解除を実施済み。	d		対応済み			(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール「譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する」を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一した取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における先担債権を活用した資金調達の実現・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラつき、事前承認手続の煩雑さ、不透明等の問題が残されている。	全庁、地方公共団体

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057140			z07074	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務としての保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		<p>要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。</p> <p>「保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁」について、「本年度に結論を得るべく(検討を行っている)との回答であるが、保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保険関連業務等は、信託業務と関連性・親近性が強く、さらに生命保険会社においては保険信託業務が認められていることから、保険会社は既に信託業務の代理代行が認められている銀行等よりも強い関連性・親近性を有していると考えられる。したがって、保険会社が少な(とも)については問題がないと考えられる。</p> <p>また、平成16年未の信託業法の改正により、銀行等の金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約の代理店となることができることとされた中で、信託業務と上記のように関連性・親近性を有する保険会社が信託契約の代理店となることができないことは合理性を欠くとともに、競争上の公平性の観点からも問題があると考えられる。</p> <p>以上の点を踏まえ、速やかに検討の上、早期の措置をお願いします。</p>	(社)日本経済団体連合会	140	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	<p>保険会社の付随業務として、信託会社又は信託業管金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を委託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。</p>	<p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客の利便性向上、エクセスクャピリティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めると、当該信託銀行の顧客基盤の底充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進できる。</p> <p>また、既に銀行等においては信託業務の代理が可能となっており、保険会社のみ信託契約代理業務を認めないことは公平性に欠ける。</p> <p>規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うこと」の是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う、とされており、早期に実現することが求められる。</p>	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p>	
5057	5057141	1		z07075	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務としての保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		<p>要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。</p> <p>「保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)」について、「本年度に検討を行う」との回答であるが、生命保険会社の付随業務として、既に投資顧問契約等につき事務代行の形で顧客の紹介を行うことは認められていることから、生命保険会社が投資顧問契約等の締結の勧誘を行うことは十分な関連性・親近性を有しており、本業務により生じ得る他業リスクも極めて限定的なものと考えられる。</p> <p>以上の点を踏まえ、早期実現に向けた検討をお願いします。</p>	(社)日本経済団体連合会	141	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>	<p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャピリティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うことであっても、新たな問題が生じるとは考えにくい。</p> <p>信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業務と親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。</p> <p>規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うこと」の是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う、とされており、早期に実現を図るべきである。</p>	有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課 市場課	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。</p>	
5057	5057141	2		z07076	金融庁	投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	a		(投資顧問法上の観点) 金融商品取引法において、投資顧問契約の締結の代理又は媒介については業として位置付けている。			(社)日本経済団体連合会	141	A	保険会社本体による投資顧問業法上の観点)	<p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p>	<p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャピリティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点から、その勧誘を行うことであっても、新たな問題が生じるとは考えにくい。</p> <p>信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされる中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業務と親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡の観点からも妥当であると考えられる。</p> <p>規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)(2006年3月31日閣議決定)においては、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うこと」の是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う、とされており、早期に実現を図るべきである。</p>	有価証券に係る投資顧問業務の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課 市場課	<p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、勧誘を行うことはできない。</p>	
5057	5057142			z07077	金融庁	保険業法第106条第12号、第21項第1号、第271条の2第12号同法施行規則第56条の2第2項 保険会社向けの総合的監督指針-2-3-(12)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業務は認められていない。	c		これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものが中心であり、不動産投資顧問業務を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。		<p>要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。</p> <p>「保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁」について、「不動産投資顧問業務と保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要」との回答であるが、保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期定率・原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案したうえで入替を行っているため、インカムゲインのみならずキャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも有していると言える。</p> <p>なお、わが国においても、不動産投資顧問業務に対する年金基金を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的なコア投資としてポートフォリオ上位位置付けたいというニーズが高く(欧米における年金基金の実態は、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)、インカムゲイン目的の投資に関するノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待が高まっていると考えられる。</p> <p>従って、保険会社の子会社が当該業務を行うことについて改めて検討していただくことをお願いしたい。</p>	(社)日本経済団体連合会	142	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	<p>保険会社の子会社の業務および保険持株会社傘下で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業務を認めるべきである。</p>	<p>(*)キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分有している。</p> <p>最近では、近年の不動産市場に鑑み、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否、コストや物件の流動性等、総合的な判断に基づく(不動産投資)を行うこと、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言える。従って、保険会社の親近性においても問題はない。</p> <p>また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資は、いずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務との親近性は同等と考えられる。</p> <p>さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。</p>	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7 保険会社向けの総合的監督指針-2-3-(12)	金融庁総務企画局企画課	<p>保険会社の子会社で行うことのできる業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務は含まれていない。</p>	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057143			z07078	金融庁	保険業法第106条第1項第13号、第107条第7項同法施行規則第56条第3項～第5項	<p>保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項、第4項に規定されており、</p> <p>設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>設立1年以内かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じ中小企業者・中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社</p> <p>最後の議決権取得時に - 該当していたものとされている。</p> <p>なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。</p>	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。			(社)日本経済団体連合会	143	A	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲を拡大	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業とするなど、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能にすべきである。</p>		<p>昨今、大企業からのスピンオフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。</p> <p>現在、特定子会社が10%を超えて投資できる企業については、保険業法施行規則に規定されているが、10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また、投資時点では10%を超えて投資が認められていた企業について、成長によって事業規模等が拡大した場合でも、追加投資が可能となれば、当該企業からの支援継続等の要請に応えることにより、経営基盤をより強固なものとするのが可能となる。</p> <p>一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することは、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)には、「保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できるベンチャー企業の範囲を拡大することについて、検討を行う」とされており、(*)</p>	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企業課 中小企業庁企業課	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定される企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。また、10%を超えて投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合、追加投資を行うことができない。</p>
5057	5057145			z07079	金融庁	保険業法第97条第2項、第118条第1項、同法附則第1条の13、厚生年金保険法第130条の3	<p>保険料受入れ、および移受管について、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。</p>	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。			(社)日本経済団体連合会	145	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管	<p>特別勘定において、株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とするよう、法令上の措置を講じるべきである。</p>		<p>新会計基準の適用に伴い、企業では、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る埋立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業側の持株株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として期待されている。</p> <p>現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば、資産価値を減じること(移管が可能となる)</p> <p>信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能となった所であり、生命保険会社のみ現物による保険料受入れおよび移受管が認められないと、競争上不公平である。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされており、早期に結論を得て、所要の措置を講じるべきである。</p>	保険業法第97条、第118条 保険業法附則第1条の13 厚生年金保険法第130条の2	金融庁総務企画局企業課	<p>特別勘定における保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。</p> <p>(厚生年金基金の代行返上における物納等の場合に限り、特別措置として、現物資産によることが認められている。)</p>
5057	5057146			z07080	金融庁	保険業法第106条第1項第12号、第2項、同法施行規則第56条の2第2項第8号、第9号	<p>保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスプリベーションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に関連し、機器等の企画設計および機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。</p>	c		ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑み、ご要望に対応することは困難である。	<p>コンサルティングや役務提供等において必要となる一定の用品等を、当該業務と併せて提供することについて、保険会社の子会社として不適切なリスクを負う可能性があることを理由に「措置困難」との回答であるが、販売の取次ぎについては販売のものに比べ必ずしもリスクが大きいとは言えない。また、例えば用品メーカーとの間の契約において責任範囲を限定することやリスク低減に必要な賠償責任保険を付保する等を含めた、いわゆるリスク管理を前提に、これらの業務拡大を認めることが可能と考える、この点について見解を示されたい。</p>		(社)日本経済団体連合会	146	A	損害保険会社の子会社対象会社の業務範囲の拡大(新規)	<p>いわゆるロスコントロール・ロスプリベーション業務および健康、福祉又は医療に関する機器等の企画設計、コンサルティングに伴い提供を要する機器等の企画設計、メーカーないし販売業者やリース業者への販売の取次ぎを可能とするべきである。例えば、「これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計、他の事業者への販売の取次ぎに係る業務を含む」といった文言を追加すべきである。</p>		<p>いわゆるロスコントロール・ロスプリベーション業務(保険業法施行規則第56条の2第2項第8号)</p> <p>および健康、福祉又は医療に関する機器等の企画設計(同9号)に関しては、これらの業務実施に伴い必要となる機器等の企画設計や他の事業者への販売の取次ぎに係る業務が認められていない。</p>	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁総務企画局企業課	
5057	5057148			z07081	金融庁	保険業法第8条第1項	<p>保険会社の取締役、執行役、監査役等は、保険業法第8条第1項の特定関係者に該当する金融機関等の役員等を兼ねてはならないこととされている。</p>	c		<p>保険業法第8条第1項は、子会社方式、持株会社方式による保険と銀行等の他業態との間の相互参入に伴う弊害を防止するために設けられている規定であり、ご要望に対応することは困難である。</p>	<p>要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。</p> <p>銀行・保険会社間の取締役の兼職を可能とし、コングロマリットの経営を効率化することが、結果として、預金者、契約者の利益に資する。また、取締役に対しては、忠実義務(会社法355条)、競業および利益相反取引の制限(会社法356条)が求められていることに加えて、銀行法(13条の2)、保険業法(100条の3)には、いわゆるアームズレングスルールがある、これらの法令により、相互参入の弊害は防止できる。</p>		(社)日本経済団体連合会	148	A	保険会社における取締役等の兼職制限の緩和(新規)	<p>保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいて、保険会社と銀行双方の取締役等の兼職が可能となるよう上記規定を緩和すべきである。</p>		<p>保険会社と銀行の双方を傘下に持つ金融持株会社グループにおいて、保険会社と銀行双方の取締役等の兼職が可能となるよう上記規定を緩和すべきである。</p>	保険業法第8条第1項	金融庁監督局 保険課	<p>現行保険業法では、保険会社の取締役、執行役及び監査役は、特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社の子会社とする保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く)等に該当する銀行の取締役、執行役若しくは監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。)又は使用人を兼ねてはならない、とされている。</p>

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号/民間開放	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057149			z07082	金融庁	投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆閲覧に供されている。	a		金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所については登録事項とはしていない。		・金融商品取引法において、金融商品取引業者の役員及び重要な使用人の住所は登録事項とはしていないとのことであるが、これにより、新法施行後は、旧法下で届け出た役員及び重要な使用人の住所変更が生じた場合であっても、変更届等の届出義務は不要であることを確認したい。	(社)日本経済団体連合会	149	A	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆閲覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	投資顧問業者の役員および重要な使用人の「住所」について、公衆閲覧および変更の届出を廃止すべきである。	投資顧問業者登録簿を公衆閲覧する趣旨は、当該投資顧問業者の登録の有無、概要等、投資顧問業者の選択に当たり必要な情報を投資者に開示することにある。かかる趣旨を踏まえ、公衆閲覧を義務付ける項目は、投資者保護に必要なものに限定すべきであり、役員および重要な使用人の「住所」を公衆閲覧する意義は乏しい。また、公衆閲覧が廃止されれば、住所変更の届出も当然不要と考える。個人情報保護およびセキュリティの観点からも、早急な検討・討議が必要である。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条	金融庁総務企画局市場課	公衆の閲覧に供される投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員および、投資顧問業法施行令第3条に定める使用人(以下「重要な使用人」という。)の氏名および住所の記載が必要とされている。また、投資顧問業者登録簿記載事項に変更があったときは、その届出が必要とされている。
5057	5057152			z07083	金融庁	証券取引法第44条第3号、第45条第2号、第66条の13第1号	証券会社又は証券仲介業者が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。また、親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で証券業行為に関する契約を締結するためには、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして承認を受けることが必要とされている。	b		(金融商品取引法第44条の2第1項第1号、第2項第1号、第66条の14第1号)に規定する「投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるもの」としてどのようなものが考えられるか検討を行う。なお、親子法人等の関係を利用した取引に関する弊害防止措置規定は、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして承認を受けた場合には、適用が除外される。		・消費者の利便性向上の観点からも、有価証券購入代金のクレジットカード決済が導入できるよう、早期に、前向きなご検討をお願いしたい。(具体的な検討スケジュールも提示いただきたい)。 ・なお、具体的には、「金融商品取引法第44条の2(その他の業務に係る禁止行為第1項第1号)に、今回の改正で新設された、禁止行為の除外条件(「投資者の保護に欠けるおそれがないと認められるもの」として、内閣府令で定めるものを除く)があるが、本法律の内閣府令にて、明確に記述いただきたい。」	(社)日本経済団体連合会	152	A	有価証券購入代金のクレジットカード決済【新規】	顧客が証券を購入する際の窓口(対面、販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードの導入を認めるべきである(その際は、「親子法人等」の関係におけるクレジットカード決済についても、同様の扱いとする)。	本件に関しては、平成17年のあじさい月間で、「クレジットカード会社による支払い」は、カード会社から顧客に対する金銭の貸付と同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号および、第66条の13第1号の規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考え、なお、制度面における検討は平成17年度を目途に行う予定との回答を得ている。 クレジットカード決済は、金銭の貸付(金銭貸借契約)ではなく、顧客に関する債権譲渡又は立替払いを基本とした契約であるため、当該事項に抵触することなく、証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることの問題はない。同様にクレジットカード決済は「信用の供与」には該当しないこと、また、クレジットカード決済を導入した場合、親会社がクレジットカードによる有価証券取引を顧客等に強要することも考えないことから、親子法人間でのクレジットカードの導入についても、併せて認めるべきである。	証券取引法第44条第3号、第66条の13第1号、第45条第2号、第56条第1項第3号	金融庁監督局証券課または同庁総務企画局市場課	証券会社とクレジットカード会社が証券取引法上の「親子法人等」の関係に立つ場合、「親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で契約を締結すること」が禁止(第45条)とされている。当該事項に抵触する場合は、証券会社は、業務停止などの行政処分を受けることになる(第56条)。
5057	5057153			z07084	金融庁	電子開示手続等ガイドラインAの1-2	電子開示手続等ガイドラインにより、電子開示システムを利用した有価証券届出書等の受付時間は、原則として平日の午前9時30分から午後5時までとされている。	c		有価証券届出書及び有価証券通知書の受理に当たり、財務局職員等は、受理時に発生した障害への対応を行っている。このため、財務局職員等の不在時に届出書等の提出を認めることは適当ではない。なお、通常、届出者は有価証券届出書及び有価証券通知書を作成・提出する時間を十分確保していることから、提出日の受付時間の延長は必要ないと考えられ、また、条件決定日の訂正届出書についても、提出日前に訂正届出書がある程度作成しておくことは可能であることに加え、特別な事情が提出日に発生することは通常考えられないことから、時間外受理を認めることは適当ではない。			(社)日本経済団体連合会	153	A	有価証券届出書および有価証券通知書提出時間の延長あるいは時間外の受付【新規】	有価証券届出書及び有価証券通知書の受付時間を午後8時まで延長すべきである。また、緊急時等、特段の事情がある場合については、訂正書類の時間外受理を可能とすべきである。さらにインターネットによる提出については24時間認められるべきである。	提出書類の内容等に誤りがあった場合、訂正書類の受理が翌日以降になり募集活動に支障をきたすことがある。また、募集活動の開始が遅れることにより、当初の申込期間が短縮されることになるため、発行企業だけでなく(投資家に対しても)都合が発生する可能性がある。受付時間の延長または訂正書類の場合の時間外受付により、当日受理を可能にするべきである。	電子開示手続等ガイドライン	金融庁	有価証券届出書および有価証券通知書、それらに関する訂正書類の提出時間は原則として午後5時とされている。
5057	5057154			z07085	金融庁	取引所の適時開示規則	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。	e		要望内容については、証券取引所規則に関する事項である。なお、証券取引所に確認したところ、上場会社に提出を求めている社内規則等については、原則として文書での提出を求めているところであるが、例えば、提出文書をPDF化した上で電子メール等で送信することも可能であると考えられることから、今後の提出に際しては、事前に取引所に相談されたいとのことであった。 (注)一部の取引所では、既に電子データでの提出も可能となっており、また、現在、上場会社向けの情報システムの開発を進めている取引所もある。			(社)日本経済団体連合会	154	A	証券取引所への提出物に関する手続き簡素化【新規】	Tonetなどによる電子データでの提出を認めるべきである。	「株式取扱規則」の原本証明の取得手続き、および郵送の手間を省(事が出来るとともに、郵送中の紛失などの事故も防止することができる)による。	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則	各証券取引所	「株式取扱規則」の改訂があるたびに、各証券取引所へ原本を提出することが求められている。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057155			z07086	金融庁	日本証券業協会の持株会制度に関するガイドラインは、従業員持株会を実施する会社が行う同制度の運営を適正かつ円滑ならしめるため、証券会社が行う持株会制度に係る事務の取扱いについての基準を定めたもの、		b	-	従業員持株会の会員の範囲については、日本証券業協会の持株会制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において、実施会社及び実施会社が直接若しくは間接的に過半数の出資をしている会社の従業員に限ると規定されている。現在、持株会制度についてガイドラインの見直しも是非も含めた検討が協会において予定されていることから、要望について伝えることとしたい。		日本証券業協会における持株会制度に係るガイドラインの見直しの検討開始・終了予定時期をお示しいたきたい。	(社)日本経済団体連合会	155	A	社員持株会の強化(新規)	社員持株会の会員資格について、関連会社で拡大すべきである。		「社員持株会」は、社員の福利厚生施策、安定株主の維持・拡大、の2つの側面から実施しているが、近年日本企業においては、事業の選択・集中を図るため、事業再編により分社化(関連会社化)するケースが増え、今後「社員持株会」は大幅に縮小される見込みである。したがって、右記の規則の見直しは不可欠である。	証券業協会規則	金融庁	社員持株会の会員資格は、証券業協会規則により、「自社及び子会社従業員」に限定されており、関連会社の社員は加入できない状況になっている。
5057	5057156			z07087	金融庁、法務省	社債等の振替に関する法律第129条	振替社債等及び振替株式は弁済供託において、供託物として認められていない。	c		弁済供託の目的は、物の引渡義務等を負う者の弁済の目的物の保管の負担の軽減を図るものであり、民法上「目的物」に限られている。振替社債等については証券が存在せず、目的物の保管の負担がないことから、弁済供託の趣旨に鑑みると措置は困難と考えられる。 なお、供託制度を見直すことにより振替社債等を弁済供託の対象とすることについては、他の制度に及ぼす影響等を勘案のうえ、慎重に対応する必要がある。		振替社債等及び振替株式制度においては「目的物」が存在せず、その「保管」は必要なくとも、帳簿への記載による受け渡しや残高管理に係る事務負担は発生する。当該負担を軽減する観点より、振替社債等及び振替株式を弁済供託上の供託物として認める方向で、平成21年までに実施される株券不発行制度(株券ペーパーレス化)の影響も踏まえつつ、措置の分類、対応策につき再検討いただきたい。	(社)日本経済団体連合会	156	A	振替社債等の供託制度の規定整備(新規)	振替社債等について、弁済の場合でも供託が認められるよう、規定を整備すべきである。また、振替株式についての規定を整備すべきである。		振替社債等について、その口座名義人等の死亡等により相続が発生した場合、相続人等の事情によっては、振替社債等の払い出し先が確定せず、場合によっては証券会社等に対し相続確定の訴え等が提起されることがある。こうした相続人等の争いに巻き込まれないためには、振替社債等を弁済供託することが一つの手段であるが、社債振替法には供託の規定が整備されていないため、振替社債について供託が認められない。	社債等の振替に関する法律第129条	法務省 金融庁	振替社債等の供託については、担保もしくは保証、または公職選挙法の規定によって供託する場合の規定はあるものの、弁済供託については定めがない。
5066	5066002			z07088	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c		貸付業務には、貸付債権の価値は融資先の状況に依存しているため、その劣化状況について外部からは判断しにくい。 実態が見えにくい状況の下で、事業規模が同建で、かつ融資先が同一である(実物取引と比べ)といった特殊性があることから、金融業者が貸付資金の受入れのために社債を発行するにあたっては、悪質業者の排除や安定的な経営基盤確保のための一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を義務付けている。また、貸付業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付けることにより、ディスクロージャーの充実を図る必要がある。 以上から、ノンバンク社債法による規制の撤廃又は緩和については、慎重に検討する必要がある。		要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されるとともに、検討のスケジュールを示された。 「要望理由に記載のとおり、規制の対象を限定(機関投資家への販売を規制対象外とする等)した上で規制の緩和について、早急な検討をお願いしたい。」	社団法人リース事業協会	2	A	ノンバンク社債法による規制の撤廃又は緩和	社債、CPの発行代わり金を貸付業務に充当するためには、ノンバンク社債法の登録が必要とされているが、本規制の撤廃又は緩和(例えば、機関投資家(券面1億円以上)への販売については規制の対象から外すなど)を行うこと、	法に束縛されない自由な資金調達が可能となる。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁		
5066	5066003			z07089	金融庁	貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b		現在、貸金業制度等のあり方については、与党政府において検討が行われているところであり、現段階で本件の取扱いについては未定である。		-	社団法人リース事業協会	3	A	貸金業規制法の抜本的見直し	貸金業規制法の抜本的見直しに際して、法人に対する貸付については、個人に対する貸付と異なる取扱いを検討すべきである。		例えば、銀行がノンバンクローンへのエージェンシーとなり、貸金業者が貸付人と参加する場合において、貸金業法で定める規制を課す必要はないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066004			z07090	全庁	-	平成17年度より、譲渡禁止特約の解除対象とする譲渡先に特定目的会社を加えるとともに、対象とする債権の範囲を全ての金融債権に広げるかたちで部分解除を実施済み。	d	-	対応済み			社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全庁、地方自治体	
5066	5066006			z07091	金融庁	金融庁告示第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	C		銀行からの収入を全く受けないことについては、銀行の他業禁止に係る子会社の業務範囲の趣旨を逸脱するものであり、措置することは困難である。	要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されたい。 「銀行子会社等には、金融関連業務等、銀行法で認められた業務を大規模に展開している会社がある。銀行法上認められた業務には、銀行業務とは関連があるものの銀行業務そのものではないものもある。このとき、銀行子会社等が、子会社を設け、業務の効率化を図るために従属業務を担わせるとした場合に、銀行業務そのものではない業務について、銀行からの収入を予定することはできない。このことは、銀行の子会社等の業務として認められている業務を、経営効率の観点から複数の会社で分担運営するに過ぎず、他業禁止の趣旨を逸脱するものではない。特に、同種業務を他社から受託する場合に、その他社の業務が銀行法上も認められる業務を行っている会社の場合には一切問題がないと考える。」	社団法人リース事業協会	6	A	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められている。	銀行からの収入を廃止して業務の自由度を高め、銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の子会社等にとっても、子会社を活用した業務効率化及び経営効率化が求められている。金融関連業務等、銀行法上認められた業務を分担するにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入を義務付けられていることから、経営効率化が阻害されている。子会社として認められている業務に付、グループとして積極的に展開することを検討している。については、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望する。	金融庁告示第34号	金融庁		
5066	5066008			z07092	金融庁	銀行法16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3第1項、主要行等向けの総合的な監督指針-3-3-1	現行制度上の銀行子会社の業務範囲について限定列挙されている。	C		銀行業務との関連性、その必要性等において、中古販売業務を銀行子会社の業務範囲に追加することについては、適切ではない。	「金融庁や経済産業省が重点施策としている「不動産担保融資」には「担保処分」の中古物件販売が不可欠である。従って銀行グループ内に中古物件販売・斡旋に係る/ウハウが蓄積されることが必要であり、既に自社リース満了物件の販売を行う銀行関連リース会社に中古物件・斡旋業務を認めることが最も効果的であると考える。」	社団法人リース事業協会	8	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大(中古物件販売業務の容認)	現在、銀行の子会社、関連会社等には物件の販売・斡旋が認められていないが、銀行の子会社もしくは、関連会社等になっているリース会社に、これを容認して欲しい。	機械・装置等の中古物件の斡旋・販売業務	リース会社では、機械・装置等のリース満了物件の販売を行っているが、銀行関連会社等になっているリース会社では、リース満了物件の販売が自社リース物件のみに限定されている。リース会社を始めとした銀行の関連会社等に幅広い(中古物件の販売・斡旋を容認しても、銀行法の本来的な主目的を行うことは無く、むしろ中古市場の育成とリースの促進に効果が見込めると思われる。	銀行法 ・同施行規則 ・主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1	金融庁		
5066	5066009			z07093	金融庁	銀行法施行規則第17条の3第2項11号、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2)	不動産を対象としたオペレーティングリース業務については認められていない。	b		銀行の子会社業務の範囲に不動産が認められていない趣旨を踏まえ、不動産を対象としたオペレーティングリース業務を認めることについては慎重に検討する必要がある。	要望主体からの以下の更なる意見を踏まえ、改めて検討されると共に、具体的なスケジュールを示されたい。 「要望を踏まえた再検討を強く要望する。」	社団法人リース事業協会	9	A	銀行の子会社等の業務範囲拡大(銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃等)	現在、銀行の子会社、関連会社等が不動産を対象としたリース契約を行うに当たっては、所謂ファイナンスリースに限るとされているが、不動産のオペレーティングリースの取扱いを可能にして欲しい。また、「使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する定めがないこと、等が要件とされている。	不動産のオペレーティングリース等柔軟な商品設計が可能となる。	現在、銀行の子会社、関連会社等では、ファイナンスリース業務が「動産」・「不動産」の両方に認められているが、オペレーティングリース業務は、動産のみに限定されている。リース会計基準の見直しが議論されている中、オペレーティングリースの需要は高まっている一方で、銀行の子会社等であるが為に不動産のオペレーティングリースができないというのは、リース会計基準や市場の方向性とは逆行しているものと思われる。	銀行法 ・同施行規則 ・主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066010			z07094	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が不動産関連業務を行うことは禁止されている。	c		銀行等の金融機関については、預金者等の保護を確保する観点から、財務及び業務の健全性を維持するため、極めて厳格な業務範囲制限や子会社の業務規制が課されているところ。このような観点から、平成14年において、都銀本体等に信託業務を解禁した際も、不動産の売買等不動産関連業務については大きなリスクを伴うことや顧客との間で不正な取引が生じる恐れがあることから、信託業務に密接に関連するものに限って解禁することとしたところであり、今日においても金融機関の財務及び業務の健全性を確保する必要性が高いことから、引き続き参入の可否については慎重な検討を要する。		要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。	社団法人リース事業協会	10	A	区分型不動産信託とそれに関連する業務について、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」に参入を認めること。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条」において金融機関が営むことができない業務が定められているが、一定の要件を備えた「信託業務を兼営する金融機関」については、これら業務を行うことができることとされたい。	「区分型の不動産信託、及びそれに関わる不動産関連業務の一体的サービス提供は、REITや不動産ファンド等市場の拡大によって顧客のニーズが高まっているが、一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに委託が制限されている。既に「管理型」不動産信託の取扱実績があり、不動産に関する業務経験・リスク管理等の能力及び預金者保護のための財務・業務の健全性を確保した「信託業務を兼営する金融機関」については、一定の要件を設定することにより、これらの業務を解禁していただきたい。過去の回答において、参入の可否については慎重な検討を要するとされているが、ニーズの高まりを踏まえ、すみやかな検討を要望する。	土地等の処分を信託の目的の全部または一部とする、いわゆる「区分型不動産信託」及びそれに関連する「不動産の売買及び賃借の代理及び媒介」等の業務は、平成13年の「信託法等の一部を改正する法律」(附則)により経過措置として認められた一部の「信託業務を兼営する金融機関」のみに認められている。そのため、その他の「信託業務を兼営する金融機関」においては区分型不動産信託への新たな参入が制限されており、信託業務における競争を不当に制限することとなっている。新たな参入により、競争が促進され、不動産信託に関する一体的サービス提供による顧客の利便性が向上し、不動産信託市場の拡大が期待される。	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条、銀行法等の一部を改正する法律(法律第117号)附則第10条、第11条、	金融庁	
5071	5071001			z07095	金融庁	協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の二に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(大蔵省告示第192号、平9.7.31)第4条、第	補充的項目のうち、一般貸倒引当金については、連結自己資本比率の場合は第1条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625(パーセント)を限度として算入することができるものとする。	c	-	自己資本比率は、国際統一基準は8%以上、国内基準は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様。国内基準は国際統一基準の1/2(0.625(パーセント)とされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度のみを国際統一基準に引き上げることが困難。		信用組合の融資先は、財務体質が脆弱な零細事業者である。これら零細事業者に対する資金供給をより一層円滑に行うために、改めて対応を検討されたい。	社団法人全国信用組合中央協会	1	A	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げること	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの適用引当基準が厳格化されたことにより、大引当金が従来より増加している。	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	
5071	5071002			z07096	金融庁	中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。	b		中小企業等協同組合法及び信用金庫法における脱退会員・組合員の持分の取扱い、それぞれ信用組合及び信用金庫の協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容のあり方にも関係する問題であることを踏まえ、慎重な検討が必要である。		「持分の取扱いのみならず組織や業務内容のあり方にも関係する問題」とは具体的にどのような問題であるのか示して頂きたい。	社団法人全国信用組合中央協会	2	A	脱退組合員の出資持分を一時取得できるようにすること	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受けることができるようにすること。信用組合では、日常的に出資加入・脱退が発生しており、その金額も組合財産と比べると極めて少額であることから、即時脱退を実施しても法的な組合事業の遂行への影響は、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に繋がるものである。	組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用組合においても、組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受けることがない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。信用組合では、日常的に出資加入・脱退が発生しており、その金額も組合財産と比べると極めて少額であることから、即時脱退を実施しても法的な組合事業の遂行への影響は、また、脱退組合員の希望する払戻しの早期化とともに、信用組合にとっても処理の迅速化・合理化に繋がるものである。	中小企業等協同組合法第61条	金融庁		
5071	5071003			z07097	金融庁	中小企業等協同組合法第33条、中小企業等協同組合法第51条	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。 定款の変更は、総会の議決を経なければならない。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、会社法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、会社法と同様の取扱いとすることや、総会の議決事項から従たる事務所の変更に係る定款変更を除く(ことについては、協同組織性の観点から慎重な検討が必要である。		協同組織金融機関は、組合員の信頼、地域における信頼の上に成り立っており、存在意義を示している。長い時間をかけてリレーションシップを築き上げてきた経緯の中で、組合員にとって不利益になるような店舗政策をすることはあり得ない。株式会社や市場の監視の下にあるとするならば、協同組織金融機関の活動状況は、日々に組合員やその地域の人たちの監視の下にある。	社団法人全国信用組合中央協会	3	A	定款への「従たる事務所」の記載の廃止、又は総会の議決事項(定款の変更)から「従たる事務所」の新設・統廃合に伴う変更を除くこと	定款における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと。又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすること。	定款における「従たる事務所」の記載のあり方については、会社法第27条と同様に「主たる事務所」のみの記載に見直すこと。又は、店舗の新設・統廃合に係る「従たる事務所」の変更(定款の変更)については、総会の議決事項から除き、理事会等の議決をもって対応できるようにすることを要望する。	中小企業等協同組合法第33条、中小企業等協同組合法第51条	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項(別) (規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5071	5071004			z07098	金融庁	中小企業等協同組合法第27条の2第2項、協同組合による金融事業に関する法律第3条第3号	信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。	c		業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要不可欠なものであり、廃止は困難であるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について慎重に検討する。		信用組合の業務は法令に基づき行われているものであり、その範囲内で行われる業務について、業務方法書の認可、という形で規制をかける必要がないものと考えられる。 従来より要望されているものであり、実務的なニーズは高い。早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用組合中央協会	4	A	業務方法書を廃止すること	金融機関の経営の健全性の確保の観点から個別の業務実態を把握する必要性があることは理解できるが、個別の業務実態については、当該業務に係る認可申請、届出手続きやオンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握されており、適切な監督が行われているものと考え、協同組織金融機関に関与されている業務方法書を廃止することを要望する。	中小企業等協同組合法第27条の2第2項、協同組合による金融事業に関する法律第3条第3項	金融庁			
5071	5071006			z07099	金融庁	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの相対法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令で規定されており、それぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b		信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関である信用金庫や労働金庫のように当該金庫を会員として組織する連合会という形態をとらず、会員たる組合の種類がいかんにかかわらず、連合会自体の事業として金融事業のみを行う連合会という法的枠組みとなっており、立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要である。		従来より要望されているものであり、実務的なニーズは高い。早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用組合中央協会	6	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にか かる規定を変更すること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である中小企業等協同組合法の規定から削除すること。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	金融庁			
5071	5071007			z07100	金融庁	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	全国信用協同組合連合会の会員の目的 信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	b		全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの取扱いについては、全国信用協同組合連合会の経営の健全性や当該業務に対するニーズや、他の協同組織金融機関連合会の業務の横並び等を把握しながら慎重な検討を行う。		従来より要望されているものであり、実務的なニーズは高い。早期に結論を得ることを前提に、具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用組合中央協会	7	A	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けをできるようにすること	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加すること。	中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	金融庁			
5071	5071011			z07101	金融庁	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性に鑑み認められている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。		構成員契約規制は、顧客ニーズにかかわらず事前に販売を禁止するものであり、早急に結論を得るべきである。 具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示された。	社団法人全国信用組合中央協会	11	A	生命保険の構成員契約規制を廃止すること	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。	法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の障害となっているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。本規制が廃止されることにより、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大等を図ることができる。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5071	5071012			z07102	金融庁	中小企業等協同組合法(平成19年4月1日施行)	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(平成19年4月より、契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として主務省令で定める場合に、共済商品が取り扱えることとなる。	a		中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(平成18年法律第75号)により、平成19年4月より、契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として主務省令で定める場合に、共済商品が取り扱えることとなる。			社団法人全国信用組合中央協会	12	A	中小企業等協同組合法を設立組織とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱いができるようにすること	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約について、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う生命共済等の共済事業において、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が火災共済、生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため、			金融庁	
5071	5071014			z07103	金融庁	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2第1条の4、金融再生法第6条、金融再生委員会規則第2条-第6条	協同組合に基づくリスク管理債権(貸出のみ)と、金融再生法に基づく(資産査定)の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告(開示)している。	c		リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである(当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。	'金融再生法に基づく(開示 - 金融再生法開示債権)と「協同組合による金融事業に関する法律に基づく(開示 - リスク管理債権) - の2つの基準については、利用者(組合員)からすれば、結局何を見ればよいか分からず十分な理解が得られていない状況にある。 利用者の声も踏まえ改めて対応を検討されたい。		社団法人全国信用組合中央協会	14	A	協同組合による金融事業に関する法律に基づく(リスク管理債権)の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化すること	協同組合による金融事業に関する法律に基づく(リスク管理債権)の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示を一本化すること。	協同組合による金融事業に関する法律に基づく(リスク管理債権)と、金融再生法に基づく(資産査定)とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。	協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第12条の2第1条の4、金融再生法第6条、金融再生委員会規則第2条-第6条	金融庁		
5080	5080001			z07104	金融庁	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第32条第1項、同法施行規則第31条第2号、証券投資顧問業者の監督等にあつたての留意事項について3-12(1)	複数の顧客資産を合同運用する場合、運用状況報告書には、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を記載することとされている。	c		証券投資信託と認可投資顧問業者による合同運用は、複数の顧客資産を合同で運用するという点では機能的に類似している側面があるものの、証券投資信託は単一の証券投資信託約款に基づく受益権を表象する分割された受益証券を投資者に取得させるものであるに對し、認可投資顧問業者は各顧客のために、個別相対的契約関係に基づき顧客資産を合同で運用しているというところに根本的な差異がある。 したがって、投資一任契約に係る業務の個別相対性に鑑みれば、あくまでも顧客の計算に属する資産の現状については個別にディスクロージャーし、顧客において適切に資産内容を把握できる方法が提供されている必要がある。 仮に、合同運用している資産に係る顧客の持分並びに持分に相当する金額について、運用状況報告書への記載を不要とする取扱いを認めた場合、顧客の負担において当該顧客の計算に属する資産の現状について確認させることとなり、利用者利便の観点から適当でないと考えられる。		三井トラスト・ホールディングス株式会社	1	A	投資一任契約に係る資産を合同運用する場合の報告書記載内容の軽減	・平成12年の投資顧問業法施行規則の改正により、投資一任約定における合同運用が解禁された。 ・合同運用を実施した場合、「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつたての留意事項」について3-12(1)により、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を記載した報告書を各投資一任契約の顧客に交付することとされている。 ・当該報告書について、投資信託における取扱と平仄を合わせ、合同運用全体の開示を実施することにより、顧客の持分に相当する金額の記載を不要とするについて要望するもの。	・合同運用を実施した場合における報告書について、保有している各資産毎に持分を記載する必要があるが、前者の持分の記載は、投資顧問業者にとって極めて負担が重く、合同運用の活用を阻害する大きな要因となっている。 ・合同運用全体の開示が別途に実施されれば、各投資一任契約の顧客に交付する報告書について持分割合のみを記載する取扱いとしても、顧客を害する恐れはないと考えられることから、投資一任約定における合同運用について、報告書に投資信託及び投資信託における開示方法と同水準とするよう要望するもの。	投資顧問業法第32条第1項、投資顧問業法施行規則第31条第2号、証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあつたての留意事項(1)について3-12(1)	金融庁			
5082	5082001			z07105	金融庁	貸金業の規制等に関する法律	貸金業を営もうとする者は、内閣府知事又は都道府県知事の登録を受けなければならない。	c		貸金業の規制等に関する法律は資金需要者等の利益の保護を、信託業法は信託の委託者及び受益者の保護を目的としているため、保護法益が異なり、また、監督についても別の観点から行うことから、信託会社を貸金業の適用対象外とすることは困難。	要望者の実務上のニーズを踏まえ、改めて検討し、見解を示されたい。		日立キャピタル信託株式会社	1	A	信託会社への貸金業法の適用を除外すること	信託会社は信託財産の運用として中小企業等向け貸出を行う場合、貸金業法第17条第1項の書面交付及び弁済手続の取扱い18項の受取証交付が必要であるほか、信用保証協会が当該貸出につき保証を行った場合で保証実行により求償権を取得した場合には、今度は信用保証協会が第17条第1項の書面交付及び18条1項の受取証交付を行う必要がでてくる(24条の2第2項)ため、信用保証協会がその債権を除外してはならない。	信託会社は信託業の免許取得にあつて、取り扱う信託業務の内容及びその実施体制等につき厳しい審査を受けていることから、更に貸金業法を適用する必要性はない。また、信用保証協会が行う保証業務は、その業務の性格からしても貸金業法第24条の2第2項を適用すべき保証業者と同一視すべきでないと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条の2	金融庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004			z07106	全省庁	金融審議会令第十一号、企業会計審議会令第十一号	金融審議会及び企業会計審議会においては、審議の透明化の観点から、原則として会議の公開を行っており、一般国民の傍聴も可能である。但し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益をおよぼすおそれがある場合は、非公開としている。	d		審議の透明化の観点から、可能な限り会議の公開を行っており、対応済。			特定非営利活動法人「子ども無償環境を、推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等資料会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。			全省庁	
5084	5084003			z07107	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第191条	法第191条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届けることが規定されている。	c		登録簿は公衆閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考える。	要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。今回の変更届出期日の緩和要望における事項は相手方の事由による住所の変更など軽微なものであり、投資者保護の観点において迅速な公衆閲覧までには必要ないと考える。また、変更行為が相手方の事由によることより投資法人自身が相手方の変更等発生を常時確認することは難しく、2週間以内の届出は実務的に対応できない。従って、このような相手方の事由による軽微な登録事項の変更については、届出期日を2週間以内とせず、ある一定の期日(例えば決算期末後3ヶ月以内)にまとめて届出を行うなど実務的な対応が出来るようにして頂きたい。	(社)不動産証券化協会	3	A	投資法人登録簿の登録事項変更に係わる手続きの緩和	登録法人登録簿の登録事項変更に関して、一般事務委託等の相手方の事由における単なる名称や住所変更等があった場合、これを投資法人が常時確認することは難しいことより、届出期日の2週間以内を緩和されたい。	投資法人登録簿における登録事項に変更が生じた場合、登録事項に関して2週間以内に変更の届出が必要となる。	旅行規則第214条第6号払込取扱機関及び第7号一般事務委託者が単なる名称及び住所の変更並びに第7号一般事務委託者の沿革に変更があった場合、相手方から送付された変更通知を受理できるは言えず、また、投資法人自身が相手方の変更等発生を常時確認することは難しい。従って、このような相手方の事由による軽微な登録事項の変更については、届出期日を2週間以内とせず、ある一定の期日(例えば決算期末後3ヶ月以内)にまとめて届出を行うなど実務的な対応が出来るとは考えない。但し、一般事務委託者や払込取扱機関に関して、投資法人が相手方を変更する場合は、この限りではない。	投資信託及び投資法人に関する法律第191条	金融庁	担当者個人名及びメールアドレスは非公開でお願いします。	
5086	5086001			z07108	金融庁	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第239号保険会社向けの総合的な監督指針-3-3-2(7)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み認められている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い本年度に検討を行う。	検討のスケジュール(結論時期)につき、具体的に示されたい。	損害保険労働組合連合会	1	B	生命保険の構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃して頂きたい。	自由化・規制緩和の進展は、生損保の相互参入を実現し、クロスマーケティングを通じた競争の促進、消費者の期待に応える商品・サービス提供を目指してきた。また、銀行窓口の削減をはじめ、多様な販売チャネルの実現は、購入窓口の拡大といった消費者利便の拡充の観点から、着実にその進展が見られているところにある。しかしながら、構成員契約規制によって、企業の役員等は、一部商品に限って当該企業代理店を通じた契約締結が認められていない。これら企業代理店は、ニュースに連った多種多様な商品を取り扱うなど、役員等の福利厚生サービスの一翼も担っているが、本規制の存在は選択的制限に他ならない。商品や購入ルートなど、消費者の選択性を十分に確保すべく、規制緩和の進展が図られてきている状況においては、本規制は、職制を通じた圧力募集の懸念を過大に評価しているものといわざるを得ない。	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集が生じかねないとの観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き制限されている。しかしながら、そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されていること、行政においては事前規制から事後チェック型への転換が進展し、不適切な募集に対する措置も講じられているなかで、圧力募集の虞を前提として一切の販売禁止を措置することは、もはや過剰な規制であること、第二分野(損保商品)及び第三分野(生保・損保商品)については既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと、銀行における保険窓販においては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問を行わざるを得ないが、プライバシーに関わるなど顧客対応上も好ましい措置とは言えず、さらに円滑な募集業務を阻害している可能性があること等の理由から、本規制を撤廃する必要性は一層高まっている。より着目すべきは、販売者による説明責任の善質な履行と、不適切な募集に対する苦情対応等も含めた適切な事後措置を講ずることである。よって今日的な取引ルールの整備と、といった観点から、懸念される圧力募集に対する募集防止策など、消費者保護に留意したうえで、本規制を早期に撤廃する必要があるものと考え、	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号	金融庁		
5086	5086002			z07109	金融庁	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。	信託契約代理業の担い手として現在保険会社の扱う商品の構成から勘案しても親近性・補充性があり、また他業リスクの制限についても代理代行の認可の必要ことや、信託業者からの十分なチェック機能が働くことから、保険会社のみならず信託契約代理業務が解禁されないのは、明確な理由が存在するとはいえ、早期の実現に向けて結論時期をお示しいたきたい。	損害保険労働組合連合会	2	B	保険会社本体の業務範囲の拡大	保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。	信託契約代理業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理	保険商品に関連する信託業務を提供できることにより、顧客利便性の向上が図られる。保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。	保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に依っており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。については、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。	保険業法第98条第1項第1号同法施行規則第51条	金融庁	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5086	5086003			z07110	金融庁	保険業法第106条第1項第12号・第2項第2号 同法施行規則第56条の2第1項第8号・第9号	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、いわゆるロスコントロール・ロスリベンションに関する助言等を行う業務または健康、福祉又は医療に関する助言等を行う業務に関連して、機器等の販売、リース等の取次ぎを行うことは認められていない。	c	-	ご要望が現物に係るものであり、保険会社の子会社として不適切なリスクを負うこととなる可能性があることに鑑みると、ご要望に対応することは困難である。		コンサルティングや役員提供等において必要となる一定の用品等を、当該業務と併せて提供することについて、保険会社の子会社として不適切なリスクを負う可能性があることを理由に措置困難のご見解であるが、販売の取次ぎについては販売そのものに比べ必ずしもリスクが大きいとは言えないほか、例えば用品メーカーとの間の契約において責任範囲を限定することやリスク低減に必要な賠償責任保険を付保する等を含めた、いわゆるリスク管理を前提に、これらの業務拡大を認めることが可能と考える。この点について見解を示されたい。	損害保険労働組合連合会	3	B	保険子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に関する助言等を行うことで利用が必要となる用品、機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスリベンション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社で行っているが、これらの業務、サービスを顧客のニーズに適切に対応した形で実施する場合に一定の関連機能、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品、機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上、サービスの質の向上の観点から望ましいと考える。	保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2第2項第8号および第9号	金融庁		
5086	5086010			z07111	金融庁	保険業法第97条の2第1項	保険会社の資産運用については、法律上、内閣府令で定める資産は内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないものとされており、具体的には、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等とされている。	c	-	本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであり、その見直しには慎重な検討が必要。		回答では、本件規制は保険会社の健全性の確保のために設けられているものであるため、慎重な検討が必要とされているが、より保険会社の健全性の実態把握に有効なヘルプ・プログラム規制やワーキング・グループの導入強化といった資産別運用比率規制に代わる事後監督手法が定着し、その実効性が確保されていることから、本来の規制目的は達成されているのではないかと考える。また、時価会計が定着している現在、取得原価での総資産対比での規制は実質的な意義が薄れていることも事実である。加えて、今後、金融改革プログラムに記載されているように、ソルベンシー・マージン規制についても見直しに向けた検討がなされるものと認識している。こうした諸環境を踏まえ、早期に本運用比率規制の撤廃に向けた検討を行うことについて、改めて見解を示されたい。	損害保険労働組合連合会	10	B	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険業法において、保険会社は、資産(株式、外貨建資産、不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められているが、この資産別運用比率規制を撤廃して頂きたい。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用A7+マスの向上が期待される。 当局への報告等の事務が軽減される。	資産運用規制は、保険契約者の利益を損なわない目的を有する一方で、金融システムや市場の変化等に対する機動性に欠けることにも、契約者の利益にも繋がる収益性の追求といった面からは運用の選択性を狭めていると見られる。資産運用は保険会社の自主ルール等によりリスク管理によって行われるべきものあり、かつオフサイト・モニタリングも導入されていることから、資産別運用比率規制については早期に撤廃して頂きたい。	保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	金融庁	
5089	5089001			z07112	金融庁	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができるとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に結論を得べく検討を行っている。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 保険会社の業務である企業年金関連業務、遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強く、さらに生命保険会社においては保険信託業務が認められていることから、保険会社は既に信託業務の代理代行が認められている銀行等よりも強い関連性・親近性を有していると考えられる。したがって、保険会社が少なくとも銀行等と同範囲で信託業務の代理代行を行うことについては問題がないと考えられる。 また、平成16年末の信託業法の改正により、銀行等の金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託業務代理店となることができるとされた中で、信託業務と上記のように関連性・親近性を有する保険会社が信託業務代理店となることができないことは合理性を欠くとともに、競争上の公平性の観点からも問題があると考えられる。 以上の点を踏まえ、速やかに検討の上、早期の措置をお願いします。	生命保険協会	1	A	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託業務の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。	保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス等の観点から極めて有効である。 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点の公平性を必要とする。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託業務の取次ぎを行う者の範囲を幅広く定めることが適切とされている。	保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。	
5089	5089002	1		z07113	金融庁	保険業法第98条第1項第1号 同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の保険会社等その他金融業を行う者の業務代理等を行うことができるとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。		要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 生命保険会社の付随業務として、既に投資顧問契約等につき事務代行の形で顧客の紹介を行うことは認められていることから、生命保険会社が投資顧問契約等の締結の勧誘を行うことは十分な関連性・親近性を有しており、本業務により生じ得る他業リスクも極めて限定的なものと考えられる。 以上の点を踏まえ、早期実現に向け、検討をお願いします。	生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点)	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。	顧客ニーズ-保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス等の観点から極めて有効である。 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と真質のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務-投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法	金融庁総務企画局市場課、企画課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、紹介)を行うことはできない。 投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5089	5089002	2		z07114	金融庁	投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	a		(投資顧問法上の観点) 金融商品取引法において、投資顧問契約の締結の代理又は媒介については業として位置付けている。		-	生命保険協会	2	A	保険会社本体による投資顧問契約等の締結(投資顧問業法上の観点)	保険会社本体、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		・顧客ニーズ: 保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズあり。保険会社が顧客に対して投資顧問契約の勧誘を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用の観点から極めて有効である。 ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客ニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体業務が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法	金融庁総務企画局市場課・企画課	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に際して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。 投資顧問契約等の締結の代理、媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要
5089	5089003			z07115	金融庁	保険業法第106条第12号、第21項第2号、第271条の2第12号、同法施行規則第56条の2第2項、保険会社向けの総合的監督指針-2-3-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務として、不動産投資顧問業は認められていない。	c		これまで保険会社における不動産投資はインカムゲインを得ることを目的としたものが中心であり、不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性、親近性につき慎重な検討が必要。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案したうえで入替えを行っているため、インカムゲインのみならずキャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも有していると言える。 なお、わが国においても、不動産投資顧問業に対する年金基金等を中心とする投資家のニーズが高まりつつあるが、特に年金基金においては、不動産投資を長期安定的なコア投資としてポートフォリオ上位置付けたいというニーズが高く(欧米における年金基金の実態は、インカムゲインを中心とした長期保有型の投資が中心)、インカムゲイン目的の投資に関するノウハウを有する保険会社が、子会社において不動産投資顧問業を提供することへの期待は高まっていると考えられる。 従って、保険会社の子会社が当該業務を行うことについて改めて検討していただくことをお願いしたい。	生命保険協会	3	A	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		・年金基金等を中心とする投資家のニーズが高まりつつある投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。 ・保険会社が本来業務である資産運用の一環として行う不動産投資は、一般的にオフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸によるインカムゲイン獲得を目的としたものであるが、予定利率をカバーするための収益を確保する必要があることから、土地・物件の価格動向や将来的な収支予測を勘案のうえ、投資判断を行っている。その判断において必要とされる不動産価値の分析能力は、まさに(不動産投資顧問業登録規程に定められる)投資判断に必要な能力と同様であると見られる。 ・また、生命保険会社においては、不動産投資を行うにあたり、社内のリスク管理規程等に基づいたリスク管理体制を構築しており、収益状況を適切に管理している。その運用方針は長期安定性が原則であるが、ポートフォリオ全体の質の向上を目的に適宜、個々の保有不動産について、投資対象としての採算性・適格性を十分に勘案したうえで入替えを行っているため、キャピタルゲイン目的の投資に関するノウハウも十分有している。 ・最近では、近年の不動産相場に比べ、従来のように、長期にわたる保有を前提とした収益性の分析に加え、追加投資の可否・コストや物件の流動性等、総合的に判断に基づいた不動産投資を行っており、このような判断は、まさに不動産投資顧問業務の根幹を成すものと言える。従って、保険会社の本来業務との親近性においても問題はない。 また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はどちらも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとノウハウの活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本来との親近性は同等と考えられる。 ・さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために	保険業法施行規則第56条の2、第210条の7、 保険会社向け総合的監督指針-2-3-1(2)	金融庁総務企画局市場課	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。	
5089	5089004			z07116	金融庁	保険業法第106条第13号、第107条第7項、同法施行規則第56条第3項-第5項	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項、第4項に規定されており、 設立1年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業業 設立1年以内かつ常勤研究者2名以上、10%以上の同じく中小企業者、中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に - 該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いしたい。	生命保険協会	4	A	保険会社の特定子会社(ベンチャー・キャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。		・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャー・キャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現できれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局市場課 中小企業庁企画課	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であった、10%超の投資を行った企業についても、その後企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。	
5089	5089006			z07117	金融庁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の事業の在り方の趣旨等を踏まえて検討することが必要であり、また、信託に係る業務の代理又は事務の代行からまずは検討されるべきである。	信託業法改正によって信託業を行う者の範囲が幅広く認められている中、生命保険会社の業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有しており、既に信託業務の兼営や代理・代行が認められている銀行等の金融機関と比較しても、より強いものと考えられるため、保険会社が信託業務を行うことに特段の問題はないものと考えられる。 以上の点を踏まえ、信託業の代理代行の検討と併せ、本体による信託業務の実施についても早期実現に向けた検討を開始いただきたい。	生命保険協会	6	A	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		・保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。なお、銀行等については、既に本邦での信託業務の兼営による参入が認められている。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	金融庁総務企画局市場課	本体での信託業務は保険金信託に限定されており、幅広く信託業務を行うことができない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5089	5089007			z07118	金融庁	保険業法第106条第3項、第107条第2項、同法施行規則第57条第1項、第58条の2	保険会社は、担保権の実行による場合を除き、国内の会社の議決権を10%を超えて取得・保有してはならないこととされており、また、保険会社は、担保権の実行による場合を除き、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならないこととされている。	c	-	保険業法施行規則第57条第1項・第58条の2は債権者として当然の権利行使等により議決権が増加することとなる場合を保険会社の議決権保有制限の例外として認めるものであるのに対して、ご要望の場合は例外として認めるべき必要性が低く、その要件も不明確であることから、ご要望に対応することは困難である。		-	生命保険協会	7	A	保険会社又はその子会社による株式又は持分の取得制限の例外取扱いの範囲の拡大	保険業法施行規則第57条、58条の2に列挙される事由に以下を追加いただきたい。 「保険会社又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得又は保有であって、当該会社が現に行う業務に関連する業務を新たに行うことにより当該株式又は持分の価値の増加が見込めるもの、」		左記の事由を追加すれば、保険会社と取引関係にある保険会社の子会社等を対象とする保険会社グループの再編成にあたって、あらかじめ(原則1年以上)当該子会社等が現に行っている保険業法第106条第1項各号の子会社対象会社の業務に加えて「これに該当しないが関連する業務(当該子会社等が蓄積してきたノウハウを活用できる業務)」を置くことにより企業価値を高めたうえで、その株式をグループ外に譲渡する等の対応が可能となり、保険会社グループの柔軟な再編成に資する。 なお、保険会社の子会社等の業務範囲等については、保険会社の経営の健全性を確保するため、グループ全体としてのリスク管理を行う必要があること、のリスク管理を遂行するためには、財務のデスクロージャーによる市場規律の働(範囲と監督当局の規制対象を総合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等)に他、業種上の観点も踏まえ業務範囲規制を課す必要があることとの考え方に基づき、「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている。 平成10年1月、金融制度調査会において取りまとめられた「銀行グループのリスクの管理等に関する懇談会報告書」においては、上記と同意旨の内容が謳われていることにも、「銀行持株会社グループについては、既に法制化されており、(中略)親子会社グループについても、銀行子会社を含め同様の業務範囲とすることが適当である。旨を提言しており、親子会社グループに係る業務範囲規制については、上記の要請を充足するために、持株会社グループに係る規制と同様の規制とすることが適当としている。 現在、保険持株会社は、内閣総理大臣の承認を条件に法第271条の22第1項各号所定の業務以外の会社についても子会社とすることができるとされていることから、少なくとも親子会社グループにおいて業務範囲規制の一部適用除外を認めることは上記の趣旨にも整合的である。	保険業法第106条第3項及び第107条第2項は、保険会社又はその子会社が子会社対象会社以外の会社を子会社とできる事由及び国内の会社の基準議決権数を超えて株式又は持分を取得できる事由を、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由に限定している。この規定を受けて、保険業法施行規則第57条及び第58条の2第3号は、それぞれ当該事由を列挙している。	金融庁総務企画局企画課	
5089	5089018			z07119	金融庁	保険業法第97条第2項、第118条第1項、同法附則第1条の13、厚生年金保険法第130条の3	保険料受入れ、および移受管について、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)に示されたスケジュールに従い、本年度に検討を行う。	要望者から以下の再意見が寄せられており、再検討をお願いします。 可能な限り早期の実現に向けた検討をお願いしたい。		生命保険協会	18	A	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る確立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持株株式を市場に悪影響を与えずに現物化できる手段として有効視されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減らすことなく(移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下落を理由とする。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いをしない利用者利便が著しく阻害される。	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	保険料受入れ、及び解約時の引渡について、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特別措置として、現物資産の受払が認められている。